

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

旭川市長

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

令和7年12月1日

[令和7年5月 様式4]

# 項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税に関する事務			
②事務の内容 ※	<p>旭川市は、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)(以下「地方税法等」という。)に基づき、地方税又は森林環境税(以下「地方税等」という。)の賦課徴収及び調査(犯則事件の調査を含む。)を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務(詳細は別添1を参照。)に利用する。</p> <p>1 公平・公正な課税のため、納税者、申告者、申請者、滞納者及び市税の賦課徴収に係る調査の対象者(以下の評価書において「納税者等」という。)からの申告等による賦課徴収に必要な情報の入手及び管理      2 納税告知のため、納税者等の課税情報を確認      3 徴収した税額等を把握のため、納税者等の収納情報を管理      4 督促状等の送付及び滞納処分のため、納税者等の滞納情報を管理</p>			
③対象人数	<p style="text-align: center;">[ 30万人以上 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満      3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満      5) 30万人以上</p>			

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1				
①システムの名称	基幹税務システム			
②システムの機能	<p>①賦課に関する機能      -賦課期日の納税者等及び特別徴収義務者等の把握機能      -課税資料(申告書等及び給与支払報告書等)の情報管理機能      -賦課徴収の決定(納税告知)機能      -課税客体の把握・管理機能      -軽自動車の所有者(使用者)の把握・管理機能      ②収納管理に関する機能      -収入の把握・管理機能      -過誤納に伴う還付又は充当等を行う機能      ③税証明に関する機能      ④滞納管理に関する機能      -督促状の送付機能      ⑤宛名管理に関する機能      -宛名情報の把握・管理機能      ⑥府内連携基盤との連携      -府内各業務システム(標準システム・標準外システム)と連携するために府内連携基盤と接続する機能(既存住民基本台帳システム、国民健康保険システム、介護保険システムとは本機能により府内連携基盤を介して連携される。)</p>			
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ○ ] 府内連携システム      [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ○ ] 既存住民基本台帳システム      [ ○ ] 宛名システム等      [ ○ ] 税務システム      [ ○ ] その他 ( 中間サーバーコネクタ、滞納整理システム、国民健康保険システム、介護保険システム )</p>			

システム2	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税ポータルシステム(eLTAX)を構成するシステムの一つであり、納税者等がインターネットを通じて提出した申告データ等の審査及び管理を行い、基幹税務システムとのデータ連携を行う機能を有する。</li> <li>・受付システムから申告データ等を受信し、そのデータに対して審査や職権訂正等を行う</li> <li>・地方団体の基幹税務システムと連携するために申告データ等のファイル入出力を行う。</li> <li>&lt;審査システムから基幹税務システムへの連携データ&gt; 審査システムにて設定した出力条件をもとに、データ(申告データ、その他税申告書等データ、利用届出データ、申請・届出データ、団体間回送データ、納付情報データ、e-Tax法人税データリスト)を出し、基幹税務システムにおいてそのデータを使用する。</li> <li>&lt;基幹税務システムから審査システムへの連携データ&gt; 基幹税務システム等にて連携用データ(プレ申告データ、処分通知等(税額通知)、特定個人情報ファイル、団体回付データ(集信)、課税標準額通知、寄附金特例通知、申告期限延長承認、分割基準従業者数決定及び納付情報紐付ファイル)を作成し、審査システムを経由して所定の機関等においてそのデータを使用する。</li> <li>&lt;審査システム(eLTAX)からの送受信&gt;</li> <li>【個人住民税】 ・提出された給与支払報告書総括表、給与支払報告書個人別明細書、公的年金等支払報告書等及び各種申請・届出を審査・管理する。 ・特別徴収義務者に対して、特別徴収税額を通知する。 ・年金保險者と年金からの特別徴収に係る通知を送信・受信する。 ・特定個人情報ファイル(本人確認用)を作成し、eLTAXへ連携する。</li> <li>【法人市民税】 ・提出された法人住民税申告書等を審査・管理する。</li> <li>【固定資産税(償却資産)】 ・提出された償却資産申告書等及び各種申請・届出を審査・管理する。</li> <li>【事業所税】 ・提出された事業所税申告書等及び各種申請・届出を審査・管理する。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム  [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム  [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム  [ ○ ] その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )</p>
システム3	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>eLTAXを構成するシステムの一つであり、国税庁と普通地方公共団体の間で所得税確定申告書データの連携及び資料情報等の相互データ提供を行う機能を有する。相互データ提供を行う対象は主に以下のとおり。</p> <p>&lt;国税庁から地方公共団体への送信データ&gt;  ・所得税申告書等データ、法定調書データ、源泉徴収義務者データ</p> <p>&lt;地方公共団体から国税庁への送信データ&gt;  ・扶養是正情報等データ、相続税法第58条通知データ</p> <p>&lt;地方公共団体から地方公共団体への送信(受信)データ&gt;  ・課税用資料、住民登録外課税通知データ</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム  [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム  [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム  [ ○ ] その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )</p>

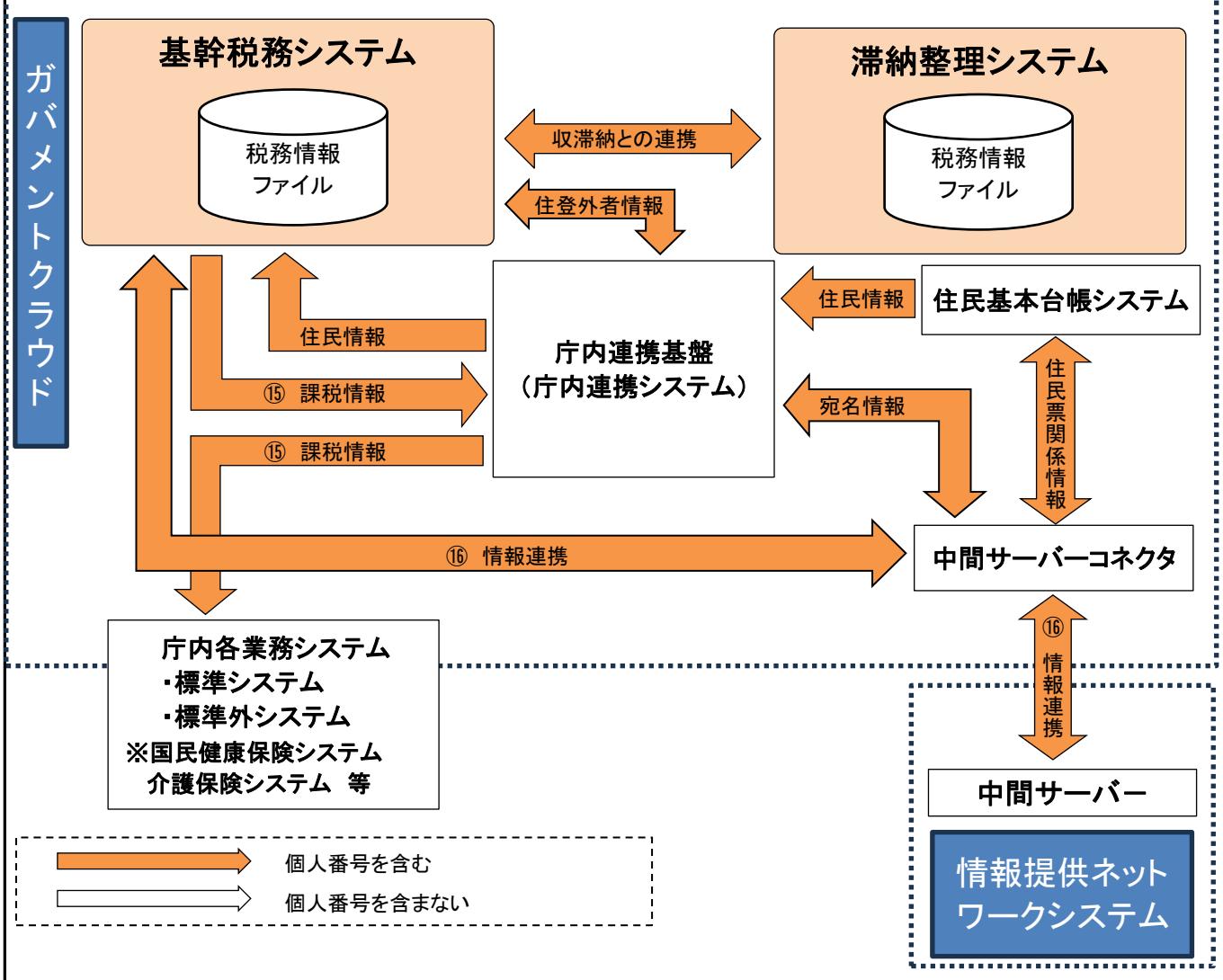
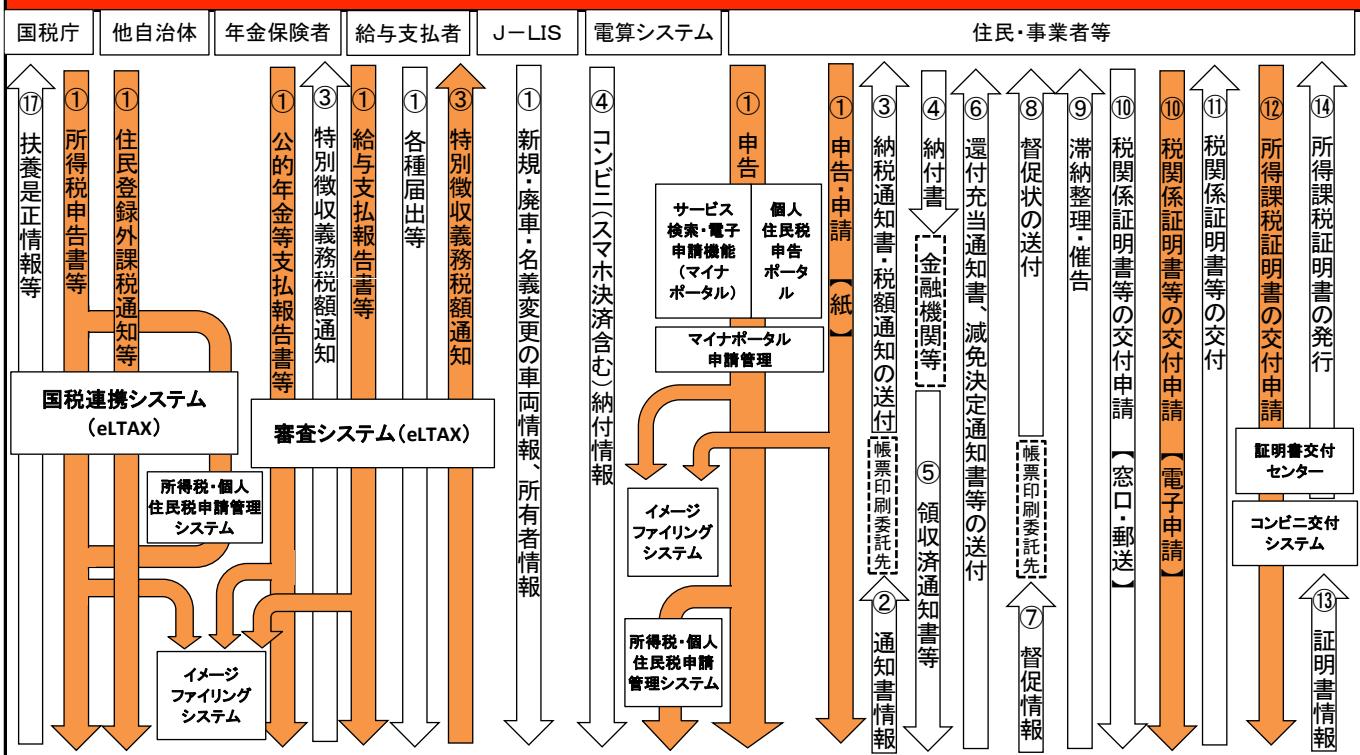
システム4	
①システムの名称	イメージファイリングシステム
②システムの機能	紙で提出を受けた市道民税申告書等をスキャナーによりスキャンし、そのデータの管理及び検索を行う。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム5	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、以下の機能を有する。 ・滞納状況を一覧できる個人画面機能 ・滞納者の状態(滞納区分)による管理機能 ・納付書等の帳票発行機能 ・時効計算機能 ・複数条件での滞納者抽出機能 ・時効完成・不納欠損該当者の抽出機能
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム6	
①システムの名称	中間サーバーコネクタ
②システムの機能	情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行う中間サーバーと既存業務システムとの情報の授受を仲介する次の機能を有する。 団体内統合宛名管理 ・団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。 ・宛名情報管理機能 氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所の基本5情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 ・中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム [ ○ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム [ ○ ] その他 ( 庁内連携基盤 )

システム7	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うため、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報提供ネットワークシステムインターフェイスと既存業務システムとの情報の授受を仲介する次の機能を有する。</p> <p>①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバーコネクタ )</p>
システム8	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税(市民税・道民税(森林環境税を含む。))について、オンラインで申告ができる機能。
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( マイナポータル申請管理 )</p>
システム9	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	住民から電子申請されたデータを受け取り、申請者に申請状況を通知する機能。
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 個人住民税申告ポータル )</p>

システム10	
①システムの名称	所得税・個人住民税申請管理システム
②システムの機能	<p>国税連携システムより取得した所得税申告書等データ、マイナポータル申請管理より取得した個人住民税申告データ等の申請データの仕分け等の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請データのイメージファーリング機能</li> <li>・申請データ格納:申請データの取込、仕分け、チェック、補記機能</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム  [ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム  [ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム  [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
システム11	
①システムの名称	庁内連携基盤
②システムの機能	<p>各業務システム間での庁内情報移転のための基盤である。  ※情報連携は庁内各業務システム専用のエリアを経由しファイル単位で行われ、連携対象のデータと業務システムの対応をあらかじめ業務間連携システムに設定しておくことで、設定対象外の業務システムへのデータ提供はできない仕組みとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹税務システムとの連携 所得情報等についての基幹税務システムとの連携機能</li> <li>・既存住基システムとの連携 宛名管理システムとして住民移動情報についての既存住基システムとの連携機能</li> <li>・庁内各業務システムとの連携 所得情報等を庁内各業務システムへ連携するための機能</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム  [ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム  [ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input checked="" type="radio"/> ] 税務システム  [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバーコネクタ、庁内各業務システム(標準システム・標準外システム) )</p>
システム12	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<p>【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能  【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム  [ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム  [ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム  [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( マイナポータル申請管理 )</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
税務情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税関係の申告書・法定調書等に個人番号が記載されることから、当該個人番号を用いて、納税者等の賦課徴収等に係る情報をより的確かつ効率的に把握し、市税の公平・公正な課税を行う。</li> <li>・国や他の自治体等と税情報を連携することで、納税者等の手間や行政の手続を省略化し、納税者等の利便性の向上を図る必要があるため。</li> </ul>
②実現が期待されるメリット	<p>確定申告書や個人市民税(個人道民税を含む。以下この評価書において同じ。)の申告書の情報、給与支払報告書等の資料、市が有する住民情報等を個人番号を用いて名寄せ・突合ができる、納税者等の賦課徴収に係る情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となり、行政事務の効率化や、地方税の公平・公正な賦課徴収につながる。また、国や他の自治体等と連携することで、納税者等が証明書取得のために要している申請の手間や行政の手続を省略化でき、納税者等の利便性の向上に資することが期待される。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項(利用の範囲)及び別表24の項</li> <li>・番号法第9条第2項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</li> <li>・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号。以下「条例」という。)第3条第1項(個人番号の利用範囲)及び別表第1の4の項</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</li> </ul>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「提供に関する主務省令」という。)第2条の表</p> <p>(情報提供の根拠) 提供に関する主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)に「市町村長」を含む項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」を含む項</p> <p>(情報照会の根拠) ・提供に関する主務省令第2条の表48の項 ・番号法第19条第9号</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市税務部税制課
②所属長の役職名	税制課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①住民又は事業者等の納税者から提出される申告書や減免等の申請書、関係機関から提出される通知等の情報を取り込む。所得税申告書、公的年金等支払報告書、給与支払報告書、市民税・道民税申告書等の個人住民税に関する課税資料は、スキヤンデータをイメージファーリングシステムへ取り込む。なお、検索キーに個人番号は使用しない。
- ②取り込んだ課税資料をもとに基幹税務システムで課税処理を行い、通知書ファイルを作成する。作成した通知書ファイルを外部委託業者に渡す。
- ③外部委託業者で大量一括印刷・封入封かんを行い住民又は事業者等へ送付する。また、特別徴収税額通知については、審査システム(eLTAX)を通じて年金保険者へ通知するほか、電子を希望する給与支払者にも通知する。なお、電子で給与支払者に通知する特別徴収税額通知には個人番号が含まれる。
- ④金融機関、地方税共通納税システムによる入金などの消込処理を行う。
- ⑤コンビニ(スマホ決済含む)納付による入金などの消込処理を行う。
- ⑥過誤納金が発生した場合、還付・充当を行い還付充当通知書を送付する。還付先口座について公金受取口座の指定を受けた場合は、⑯の情報連携により中間サーバーを通して口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。①の申請による減免等の申請結果について、対象者へ結果通知等を送付する。
- ⑦納期限までに納付が確認できない住民又は事業者等の督促ファイルを作成する。作成した督促ファイルを外部委託業者に渡す。
- ⑧外部委託業者でハガキへの一括印刷、圧着を行い住民又は事業者等へ送付する。
- ⑨督促した住民又は事業者等からの納付がない場合は、滞納整理システムから納付書の再発行や催告書等を出し対象者へ送付し、滞納整理・催告を行う。
- ⑩窓口、郵送又は電子申請による市税及び国民健康保険料に関する証明書の請求を受け付ける。
- ⑪⑩で受け付けた証明書を発行し窓口又は郵送で交付する。
- ⑫マルチコピー機による所得課税証明書の請求を受け付ける。
- ⑬基幹税務システムで更新された証明書情報を証明書コンビニ交付システムに送信する。
- ⑭証明書コンビニ交付システムから証明書交付センターにデータが送信され、マルチコピー機から所得課税証明書を交付する。
- ⑮国民健康保険システム、後期高齢者医療保険システム、介護保険システムと課税データを連携する。
- ⑯番号法19条第8号に基づき、中間サーバーで情報を連携する。
- ⑰基幹税務システムから出力した扶養是正情報及び相続税法第58条通知を国税連携システムにより送信する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
税務情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	地方税等の納税者等 ※ 過去の納税者等のうち、6②の保管期間内である者を含む。	
④記録される項目	[ 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 口座登録・連携ファイル関係情報 )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<p>識別情報: 納税者等を正確に特定するために保有      連絡先等情報:      ・賦課徴収に際しての課税要件等を確認並びに納税通知書等の送付先を確認及び本人への連絡等のために保有      業務関係情報      ・国税関係情報:個人市民税の賦課のために保有      ・地方税関係情報:市税の納税者等の特定及び賦課徴収のために保有      ・医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:控除等を行うために保有      ・障害者福祉関係情報:控除等を行うため及び障害者に対する市税の減額決定を行うために保有      ・年金関係情報:控除等を行うため及び個人市民税の賦課のために保有      ・生活保護・社会福祉関係情報:個人市民税の賦課及び市税の減額決定を行うために保有</p>	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月5日	
⑥事務担当部署	旭川市税務部税制課、市民税課、資産税課、納税管理課、納税推進課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人
	[○] 評価実施機関内の他部署 ( 国民健康保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、保護第1課～第3課、市民課 )
	[○] 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、法務局、地方税共同機構、年金支払者(日本年金機構のみ)、デジタル庁)
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他の自治体 )
	[○] 民間事業者 ( 紙給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く。) )
	[ ] その他 ( )
②入手方法	[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ
	[ ] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム
	[○] 情報提供ネットワークシステム
	[○] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル申請管理 )
③入手の時期・頻度	・住民登録者は既存住民基本台帳システムの異動情報と即時連動し、住民登録以外の者は事務上納税者等の特定が必要な時にその都度更新する。 ・申告・届出・通知等により、その都度、必要に応じて更新する。
	<審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)> 【本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの(専用線による)入手】 審査システム(eLTAX)では、個人番号が記載された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領することとなる。 その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、 ・給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、1月31日まで ・固定資産税(償却資産)の申告書については、1月31日まで ・事業所税の申告書については、翌年の3月15日まで(個人の場合) などとされている。なお、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。
	【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)からの(DVDによる)入手】 公的年金等支払者から、DVDで地方税共同機構に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領することとなる。 その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、 ・公的年金等支払報告書については、1月31日まで ・特別徴収対象者情報の通知については、5月25日まで ・特別徴収税額通知の処理結果通知については、9月30日までなどとされている。 なお、公的年金等支払報告書については、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。
	【他の自治体からの入手】 本市の住民登録者が他の自治体で個人住民税が課税される場合、国税連携システム(eLTAX)により住民登録外課税通知書が当該他自治体から送付される。当該他自治体の事務処理時期に応じて受領時期は異なり、4月から6月にかけて集中するが、送付があれば一年を通じて受領している。
	【国税庁からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手】 国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書、法定調査情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。 所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 法定調査情報は、2月及び5月に受領する。
	【マイナポータル申請管理】 個人住民税申告ポータル、マイナポータルを使用した電子申告について、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能から個人市民税・道民税、固定資産税に関する申告データを受領する。 個人市民税・道民税の申告書については主として2月16日から3月15日の期間に提出され、日次で受領処理を行うが、提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領する。また、固定資産税の申告は新築住宅に係る固定資産税の軽減や相続等の事由発生に際して随時受領する。

④入手に係る妥当性		市税の賦課徴収等のため、関係法令等の範囲内で、申告等の情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。
⑤本人への明示		・地方税法及び番号法 ※地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、第343条及び第463条の19等 ※番号法第9条第1項及び別表24の項
⑥使用目的 ※		番号法第9条第1項及び別表第24の項等の範囲内において地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税等の賦課徴収又は地方税等に関する調査に係る事務(課税客体の把握、課税情報の管理、事務の効率化等)
変更の妥当性		-
⑦使用の主体	使用部署 ※	旭川市税務部税制課、市民税課、資産税課、納税管理課及び納税推進課、神居支所、江丹別支所、永山支所、東旭川支所、神楽支所、西神楽支所及び東鷹栖支所並びに東部まちづくりセンター
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		税務情報ファイルへ記載することで、市税の賦課徴収等に使用する。 1 賦課徴収に関する事務 申告、申請及び届出等による情報から賦課徴収に係る管理業務を行う。 2 収納管理に関する事務 収納及び賦課等の情報から収納、還付及び充当等の収納管理業務を行う。 3 滞納管理に関する事務 滞納者情報等から滞納管理業務を行う。 4 宛名管理に関する業務 納税者等の宛名情報の特定及び突合を行う。
情報の突合 ※	情報の突合	・申告書及び資料の取込に際して、真正性の確認のため、納税者等の個人番号等を基幹税務システム等に保持している個人番号等と突合する。 ・住民登録のない納税者等の申告書又は資料の取込に際して、ガバメントクラウド上に個人番号等の情報がなく真正性を確認できない場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、情報を突合する。 ・申請書等の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合する。
	情報の統計分析 ※	税務統計等個人番号を用いない統計分析は行うが、個人番号を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与える得る決定 ※	市税の賦課徴収、減免、課税免除等を行う。
⑨使用開始日	平成28年1月1日	
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※	[ 委託する ] ( 3 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	基幹税務システムのオペレーション業務委託	
①委託内容	基幹税務システムにて行うバッチ処理の実行や統計データの出力	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性	システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	

③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 (本市指定の事務室内的端末によりガバメントクラウド上の特定個人情報ファイルにアクセスする。)
⑤委託先名の確認方法		旭川市情報公開条例(平成17年3月24日 条例第7号)に基づく公開請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		株式会社旭川保健医療情報センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2		申告書等のデータ入力
①委託内容		申告書等(個人市民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書(一部)、償却資産種類別明細書等)のパンチ入力による電子データ化
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	申告書等に記載された者
	その妥当性	申告書等のデータ入力作業は賦課徴収に必要であるが、件数が多く所管課において処理できないため業務委託をする。
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		旭川市情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		株式会社HBA
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の相手方、再委託する業務の範囲、必要性、再委託金額等を記載した業務再委託承諾願を提出させ、これらを審査した上で必要性等が認められる場合に許諾
	⑨再委託事項	短期かつ多大な業務量が生じる場合に対象資料等を限定してパンチ入力を委託する可能性あり

<b>委託事項3</b>		地方税ポータルシステムASPサービス利用業務								
①委託内容		地方税ポータルシステム(eLTAX)に関するサーバ等のデータ保持・管理(運用管理)								
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの一部 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[ 10万人以上100万人未満 ]</td> <td style="padding: 5px;">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">納税者等のうち、地方税ポータルシステム及びe-Taxの利用者又は公的年金等受給者に該当するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">システムの安定した稼動のため、地方税共同機構によってセキュリティの確保等の認定要件が確認された認定委託先事業者への業務委託をする。</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 ※	納税者等のうち、地方税ポータルシステム及びe-Taxの利用者又は公的年金等受給者に該当するもの		その妥当性	システムの安定した稼動のため、地方税共同機構によってセキュリティの確保等の認定要件が確認された認定委託先事業者への業務委託をする。	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上								
対象となる本人の範囲 ※	納税者等のうち、地方税ポータルシステム及びe-Taxの利用者又は公的年金等受給者に該当するもの									
その妥当性	システムの安定した稼動のため、地方税共同機構によってセキュリティの確保等の認定要件が確認された認定委託先事業者への業務委託をする。									
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>								
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ○ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>								
⑤委託先名の確認方法		旭川市情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。								
⑥委託先名		株式会社NTTデータ・アイ								
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託する ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>								
	⑧再委託の許諾方法	再委託の相手方、再委託する業務の範囲、必要性、再委託金額等を記載した業務再委託承諾願を提出させ、これらを審査した上で必要性等が認められる場合に許諾								
	⑨再委託事項	・ASPサービスの利用における現地対応作業 ・ASPサービスの利用における問い合わせ対応								
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>										
提供・移転の有無		[ ○ ] 提供を行っている ( 79 ) 件 [ ○ ] 移転を行っている ( 40 ) 件 [ ] 行っていない								
提供先1		番号法第19条第8号及び提供に関する主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)に「市町村長」を含む項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」を含む項の第一欄(情報照会者)に掲げるもの								
①法令上の根拠		番号法第19条第8号及び提供に関する主務省令第2条								
②提供先における用途		番号法第19条第8号及び提供に関する主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)に「市町村長」を含む項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」を含む項の第二欄に掲げる事務(参考:別紙2)								
③提供する情報		地方税関係情報								
④提供する情報の対象となる本人の数		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>								
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		納税者等								

⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線
	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙
	[ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて提供を求められた都度	
<b>提供先2~5</b>		
提供先2	厚生労働大臣(日本年金機構) 厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条7の7第2項等	
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。	
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> [ ] 1万人以上10万人未満      [ ] 1万人未満 [ ] 10万人以上100万人未満    [ ] 10万人未満 [ ] 100万人以上1,000万人未満 [ ] 100万人未満 [ ] 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線
	<input type="checkbox"/> 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	[ ] 紙
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度	年金特徴停止通知 年12回 特別徴収税額通知 年1回(7月)	
<b>提供先3</b>	国税庁長官、都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、地方税法第317条	
②提供先における用途	所得税の更正決定、修正申告の勧奨等	
③提供する情報	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、旭川市が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> [ ] 1万人未満      [ ] 1万人未満 [ ] 10万人以上100万人未満 [ ] 10万人未満 [ ] 100万人以上1,000万人未満 [ ] 100万人未満 [ ] 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、旭川市が所得を計算して個人住民税を課した所得税申告者	

⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="radio"/> ] 専用線
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	該当者が判明した場合に送付する。	
<b>提供先4</b>	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4	
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。	
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 1万人以上10万人未満      [ <input type="checkbox"/> ] 1万人未満  [ <input type="checkbox"/> ] 1万人以上10万人未満      [ <input type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満  [ <input type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満      [ <input type="checkbox"/> ] 100万人以上1,000万人未満  [ <input type="checkbox"/> ] 1,000万人以上      [ <input type="checkbox"/> ] 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者	
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="radio"/> ] 専用線
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input checked="" type="radio"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知 5月ほか随時	
<b>提供先5</b>	旭川市教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第11号、条例第4条第1項	
②提供先における用途	学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務	
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 1万人未満      [ <input type="checkbox"/> ] 1万人未満  [ <input type="checkbox"/> ] 1万人以上10万人未満      [ <input type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満  [ <input type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満      [ <input type="checkbox"/> ] 100万人以上1,000万人未満  [ <input type="checkbox"/> ] 1,000万人以上      [ <input type="checkbox"/> ] 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「②提供先における用途」に記載した事務において必要となる者	
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="radio"/> ] 専用線
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	提供先の事務において必要の都度	
<b>提供先6</b>	番号法第19条第9号の条例事務関係照会者(地方公共団体の長その他の執行機関)	
①法令上の根拠	番号法第19条第9号	
②提供先における用途	条例事務関係情報照会者が番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定めた事務のうち、同法別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの。	
③提供する情報	地方税関係情報	

④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「②提供先における用途」に記載した事務において必要となる者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	提供先の事務において必要の都度
移転先1	障害福祉課、市営住宅課、生活支援課、長寿社会課、介護保険課、子育て助成課、健康推進課、国民健康保険課、職員厚生課、福祉保険課、こども保育課、おやこ応援課、女性活躍推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第3条第1項及び第3項
②移転先における用途	別紙3参照
③移転する情報	別紙3参照
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙3において記載した事務において必要となる者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	移転先の事務において必要となり、提供を求められた都度

## 6. 特定個人情報の保管・消去

		<p>申告書、申請書及び届出書等については、入室を担当職員に限定している執務室内の施錠可能な保管庫にて保管している。</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たす者とする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> </ul> </li> <li>○特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</li> </ul>												
①保管場所 <span style="color:red;">※</span>		<p>＜審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ保管場所は国税庁又は地方税共同機構内のデータセンターにあり、本市においては当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。</li> </ul> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</li> <li>②日本国内でデータを保管している。</li> </ul> </li> <li>・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>												
②保管期間	期間	<p>＜選択肢＞</p> <table style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[ 6年以上10年未満 ]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
その妥当性	地方税法第17条の5等の定めによる。													
③消去方法		<p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST SP-800-88、ISO/IEC27001等に従って確実にデータを消去する。</li> <li>・既存システムについては、地方公共団体が委託した開発時業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</li> </ul> <p>＜中間サーバー・プラットフォーム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</li> </ul>												
7. 備考														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙1のとおり。

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>&lt;書面(紙)による入手情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請等に際して、本人確認及び番号確認を厳格に実施し、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> <li>本人確認等による正当性の確認により、本人又は本人の代理人以外が誤って申請等を行うことのないようにする。</li> <li>宛名管理システム(基幹税務システムにおける中間サーバーコネクタに接続し、宛名情報を管理するシステムをいう。以下同じ。)の登録内容や住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、入手した対象者に係る情報の確認を行う。</li> <li>その他、特定個人情報の取扱いに関しては、本市セキュリティポリシーに準ずる。</li> </ul> <p>&lt;電子(eLTAX等)による入手情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人若しくは本人の代理人又は給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)           <ul style="list-style-type: none"> <li>eLTAXは電子証明書の登録が行われた場合にのみ利用が可能であり、申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすまいでないかの確認・検証ができる。</li> <li>利用届出や申告データ等に記載された提出先に基づき提出が行われることから、他団体に提出された情報を入手することが生じないようシステムで制御されている。</li> </ul> </li> <li>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)           <ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、他団体に提出された情報を入手することができないようシステムで制御されている。</li> </ul> </li> <li>○国税庁           <ul style="list-style-type: none"> <li>所得税申告書等データは、国税庁が旭川市を送信先と設定した情報以外は入手できないようシステムで制御されている。</li> </ul> </li> <li>○個人住民税申告ポータル           <ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</li> </ul> </li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>&lt;書面(紙)による入手情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申告書、申請書及び届出書等には、法令等により定められた必要な情報に限りを記載する項目を設けており、不必要的情報の入手を防止する。</li> </ul> <p>&lt;電子(eLTAX等)による入手情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄のとおり、各入手元が設定した提出先に基づき、異なる団体に提出された情報は入手できないようシステムで制御されている。</li> <li>電子での提出における様式は、原則として法令の定めによる項目のみを用いることで、必要な情報以外の入手を防止する。</li> <li>電子による申請等に際しては、ホームページ等での画面の誘導を簡潔に行うことで異なる手続の申請や不要な情報の送信を防止する。本市が受領すべき資料であるかを確認し、他団体宛てであることが判明した場合は速やかに返却する。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[       十分である      ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</p> <p style="text-align: right;">2) 十分である</p> <p style="text-align: right;">3) 課題が残されている</p>

## リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;書面(紙)による入手情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課徴収等に関する申告、申請及び届出等は、本人又は代理人若しくは地方税法その他の法律において定められた者によるもののみを受領することとし、受領の際は、本人確認等を適正に行う。</li> <li>・個人番号は、原則、地方税法その他の法律において定められた書類以外では入手しない。</li> </ul> <p>&lt;電子(eLTAX等)による入手情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人</li> <li><input type="checkbox"/> 給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)</li> <li><input type="checkbox"/> 公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</li> </ul> <p>申告等の手続を行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 国税庁</li> </ul> <p>特定個人情報の入手元である国税庁は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。</p> <p>&lt;申請管理システムにおける措置&gt;</p> <p>申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手はできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容	<p>&lt;書面(紙)による入手情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法により、住記異動の際は、窓口でマイナンバーカード又は他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。</li> <li>・代理申請の場合は、上記にあわせて、本市の情報システムを用いて申告書、申請書及び届出書等の内容と個人番号の真正性の確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;電子(eLTAX等)による入手情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人</li> </ul> <p>番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに挙げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)</li> <li><input type="checkbox"/> 公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</li> <li><input type="checkbox"/> 国税庁</li> </ul> <p>特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、旭川市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「○本人又は本人の代理人」と同様である。)。</p> <p>&lt;個人住民税申告ポータルにおける措置&gt;</p> <p>&lt;サービス検索・電子申請機能における措置&gt;</p> <p>納税者等が個人住民税申告ポータル及びサービス検索・電子申請機能からマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、マイナンバーカードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済みの個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>&lt;書面(紙)による入手情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口で本人確認及び番号確認を厳格に実施する。</li> <li>・上記による確認ができない場合は、宛名管理システム又は住民基本台帳ネットワークシステムにより真正性確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;電子(eLTAX等)による入手情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人</li> </ul> <p>既存住民基本台帳システムとの連携により個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)</li> <li><input type="checkbox"/> 公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</li> <li><input type="checkbox"/> 国税庁</li> </ul> <p>特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、旭川市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「○本人又は本人の代理人」と同様である。)。</p>

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>&lt;書面(紙)による入手情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者等の特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者又は入力内容に誤りの無いよう、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。</li> <li>・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、本市セキュリティポリシーに準ずる。</li> <li>・システムにおいてチェックディジットによる誤入力の防止機能が実装されている。</li> </ul> <p>&lt;電子(eLTAX等)による入手情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人又は本人の代理人</li> <li>○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)</li> <li>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</li> </ul> <p>審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国税庁</li> </ul> <p>正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p> <p>&lt;個人住民税申告ポータルにおける措置&gt;</p> <p>マイナンバーカード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;書面(紙)による入手情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口による入手は、対面にて收受する。</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステムより入手する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムCSの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外は操作が行えず、さらに情報照会、提供の記録が保持される仕組みが確立されている。</li> <li>・審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)による入手は、特定の権限者以外は利用できない仕組みとしている。</li> </ul> <p>&lt;電子(eLTAX等)による入手情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人若しくは本人の代理人又は給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)</li> <li>・申告等の手続を行う者の地方税ポータルセンタ(eLTAX)までのインターネット回線は、暗号化通信が行われる。</li> <li>・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANの利用及び暗号化通信を行う。</li> <li>・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信が行われており、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにされており、更に通信自体も暗号化されている。</li> <li>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</li> </ul> <p>公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。</p> <p>なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国税庁</li> </ul> <p>国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<基幹税務システムにおける措置> 番号制度に関する事務(システム)以外からは税務情報ファイル内の特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、不要なアクセスを防止するシステム制御を実施している。  <イメージファーリングシステム及び滞納整理システムにおける措置> 番号利用業務以外の部門には同システムにアクセスできる端末を設置していない。また、システムの操作権限を認証された職員に限定することで不要なアクセスを防止している。

その他の措置の内容	税情報の利用、提供に関しては、地方税法等の関係法令及び本市セキュリティポリシーに基づき、必要事項の確認判断の上、利用・提供の承認を行っている。
-----------	---

リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	--

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[      行っている      ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<基幹税務システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。  <庁内連携基盤における措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。

アクセス権限の発効・失効の管理	[      行っている      ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<基幹税務システムにおける措置> ・システムの利用業務内容(アクセス権限)については、端末設置課長が端末装置取扱者と利用業務内容(アクセス権限)について、ホストコンピュータを管理する情報政策課課長へ届け出こととなっている。届出内容については、情報政策課及び税制課が確認し、情報政策課担当者がシステムのアクセス権限について登録、変更及び削除を行う。その他の者は、アクセス権限を変更できない。 ・毎年4月に全アクセス権限を設定し直すので、いつまでも利用権限が残ることはない。  <イメージファーリングシステム及び滞納整理システムにおける措置> ・システムへのアクセス権限については、端末設置課長が管理を行っている。 ・アクセス権限については、端末設置課において、端末装置取扱者の変更ごとに設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。  <eLTAX関連システムにおける措置> ・システムへのアクセス権限については、税制課長が管理を行っている。 ・アクセス権限については、税制課において、端末装置取扱者の変更ごとに設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。

アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<p>&lt;基幹税務システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報政策課長が管理を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、端末設置課長からの利用業務内容についての届出があるたび、情報政策課及び税制課が設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。</li> </ul> <p>&lt;イメージファイリングシステム及び滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへのアクセス権限については、端末設置課長が管理を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、端末設置課において、端末装置取扱者の変更ごとに設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。</li> </ul> <p>&lt;eLTAX関連システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへのアクセス権限については、税制課長が管理を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、税制課において、端末装置取扱者の変更毎に設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。</li> </ul>		
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<p>&lt;基幹税務システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹税務システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったかを記録している。)</li> <li>・自動実行等による処理については、処理の実行記録を保管しており、正常／異常の監視を隨時確認している。</li> <li>・監査証跡については7年間保存し、年に一度セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認している。</li> </ul> <p>&lt;庁内連携基盤における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会を行ったかを記録している。)</li> <li>・自動実行等による処理については、処理の実行記録を保管しており、正常／異常の監視を隨時確認している。</li> </ul>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

### リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;基幹税務システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限については、情報システム部門が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、情報システム部門が定期的(1年に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。</li> <li>・操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。</li> <li>・システム利用職員への事務外利用の禁止について定期的(1年に1度)に周知、指導を行っている。</li> <li>・地方税法等の守秘義務規定について、定期的(1年に1度程度)に研修等を行っている。</li> </ul> <p>&lt;イメージファーリングシステム、滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限については、端末設置課が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、端末設置課が定期的(1年に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。</li> <li>・操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。</li> <li>・地方税法等の守秘義務規定について、定期的(1年に1度)に周知、指導を行っている。</li> </ul> <p>&lt;eLTAX関連システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限については、税制課が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、税制課が定期的(1年に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。</li> <li>・操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。</li> <li>・地方税法等の守秘義務規定について、定期的(1年に1度)に周知、指導を行っている。</li> </ul>		
	[ 特に力を入れている ]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている	2) 十分である

### リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複製データへのアクセス権限を情報システム部門のメンバー及びシステム保守員に限定</li> <li>・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。</li> <li>・アクセス権限を有する者には、その所属に応じ、地方税法、地方公務員法、委託契約による守秘義務が課せられている。</li> </ul>		
	[ 特に力を入れている ]	<選択肢>	
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を必要としない事務を行う際には、個人番号を画面上に表示させない。</li> <li>・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、不要となった場合は、シュレッダーなどで切断破碎する。</li> </ul>			

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

- 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
- 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
- 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<p>&lt;委託先事業者についての確認措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託業者の選定に際しては、旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に則り、主管課の長は業者に対して、「プライバシーマーク」あるいは「ISMS」の認定を得ている、若しくは個人情報取扱に関する内規が整備され、従事者へのセキュリティー教育が徹底されている等、個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認している。</li> </ul> <p>&lt;認定委託先事業者についての確認措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税共同機構策定の「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定された事業者（認定委託先事業者）に委託している。</li> </ul> <p>※認定委託先事業者：ISMS認証（又はプライバシーマーク）を取得しているとともに、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成31年総務省告示第151号）の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税共同機構が実施する第三者による情報セキュリティ監査の実施結果の報告を受けている。</li> </ul>			
	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		<p>&lt;基幹税務システムのオペレーション業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に定める業務の委託に関する事項に従い、契約書に必要事項を明記し、定期的に本市主管課の長が監査を行うことで利用方法の適正性を担保する。</li> </ul> <p>&lt;データ入力業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に定める業務の委託に関する事項に従い、契約書に必要事項を明記し、定期的に本市主管課の長が監査を行うことで利用方法の適正性を担保する。</li> <li>・従業者について、あらかじめ市に届け出ることとしている。</li> <li>・従業者に、業務上知り得た秘密を漏らさないとの誓約書を提出させている。</li> </ul> <p>&lt;eLTAX関連システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の許可なく特定個人情報の閲覧は実施していない。また、作業従事者個別の静脈情報を登録し、特定個人情報にアクセスする際には静脈情報にてアクセス情報を管理している。</li> <li>・当該執務室には業務従事者個別に保持しているICカードにて入室制限を行っている。</li> <li>・執務室内には24時間365日稼働の管理カメラを設置し、建物自体にもアクセス制限を設けている。</li> </ul>		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない	
具体的な方法	<p>&lt;基幹税務システムのオペレーション業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。</li> </ul> <p>&lt;データ入力業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の中から主任者を定め、データの受払、件数確認等に関する業務を行わせている。</li> </ul> <p>&lt;eLTAX関連システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体からの依頼により、特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、作業指示書を起票し、グループリーダー及びプロジェクトリーダーの承認を実施し、作業の事前確認及び事後確認を行い、記録を残している。</li> </ul>			

特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>&lt;基幹税務システムのオペレーション業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。</li> <li>・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。</li> </ul> <p>&lt;eLTAX関連システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。</li> <li>・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。</li> <li>・自治体の許可なく特定個人情報の提供は行わない。</li> <li>・個人情報を含む情報のやり取りが発生した際は、必ず個人情報にマスキング処理を行っている。なお、マスキング処理を行った情報の提供時には、委託先の上位管理者に承認を得た上で適切に運用を行っている。</li> </ul> <p>&lt;上記以外の業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。</li> </ul>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>&lt;基幹税務システムのオペレーション業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託している業務については、仕様書で実施場所を庁舎内に限定しているため、特定個人情報を委託先には提供していない。</li> </ul> <p>&lt;データ入力業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の中から主任者を定め、データの受扱、件数確認等に関する業務を行わせている。</li> <li>・貸与品について業務外で使用しないなど厳正に管理するよう求めている。</li> <li>・貸与品について、破損、紛失、漏えい等の事故が生じた場合の報告を義務づけている。</li> <li>・市は、必要に応じ、報告又は適正な措置を求めることができる。</li> </ul>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>&lt;基幹税務システムのオペレーション業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先の業務はオペレーション業務であるため、特定個人情報に係る情報資産の保有は原則行われない。</li> <li>・基幹税務システム上の保管期限の過ぎた特定個人情報については、職員の指示により消去を実施する。</li> <li>・委託先において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。</li> <li>・職員の指示による特定個人情報の貸与があった場合は、業務終了後、貸与品の返却又は廃棄を実施し、報告しなければならない。</li> </ul> <p>&lt;データ入力業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先の作業は本市庁舎内で行われており、入力に限定して取り扱わせていることから、委託先による消去等は発生しない。</li> </ul>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データの秘密事項に関する事項</li> <li>・再委託の禁止又は制限に関する事項</li> <li>・データの指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止に関する事項</li> <li>・データの複写及び複製の禁止に関する事項</li> <li>・検査の実施に関する事項</li> <li>・事故発生時における報告の義務に関する事項</li> <li>・貸与品は、適正に管理し、また、業務終了後に返還する旨の規定</li> <li>・上記に掲げる事項に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項</li> </ul>	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約書で一括して他に再委託することを禁止している。やむを得ない場合に限り、事前の協議及び届出に基づき、業務の一部の再委託を承認している。	
その他の措置の内容	委託先は、プライバシーマーク、ISO/IEC27001又は同種のセキュリティに係る認証を受けている事業者としている。	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

## 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[ ] 提供・移転しない

## リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[ <input type="checkbox"/> 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に作成日時、提供日時等の実行処理結果を記録している。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXでの提供&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○給与支払者</li> <li>・審査システム(eLTAX)を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム(eLTAX)に記録される。</li> <li>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</li> <li>・審査システム(eLTAX)を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム(eLTAX)に記録される。</li> <li>・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者へ特別徴収税額通知データ等の情報が記録されたDVDをセキュリティ便に預ける際には、DVDの払出しを記録している。</li> <li>○国税庁</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システム(eLTAX)に記録される。</li> </ul>
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ <input type="checkbox"/> 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に情報処理依頼書及び申請書を提出してもらうこととしており、依頼書等の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供することとしている。</li> <li>・地方税法等の関係法令の規定により、その範囲を厳格に遵守し、提供を行なうこととしている。</li> <li>・データ移転先に対し、「税情報の使用について」の提出を求め、税務部においてその法的根拠等を判断し、承認したシステム及び事項についてのみ、提供・移転を許可している。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXでの提供&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○給与支払者</li> <li>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</li> <li>・審査システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。</li> <li>○国税庁</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿った提供処理を行っている。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</li> </ul>
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>各システムにおいて特定の権限者以外は情報照会・提供ができないようシステムで制御されている。</li> <li>情報照会・情報提供記録を保存することにより、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXでの提供&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○給与支払者           <ul style="list-style-type: none"> <li>審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、また、提供を受ける者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、地方税ポータルセンタ(eLTAX)に利用者IDとパスワードを用いてログインをし、確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</li> </ul> </li> <li>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)           <ul style="list-style-type: none"> <li>審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。</li> <li>地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</li> <li>地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、地方税共同機構がセキュリティ便により提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようになっている。</li> </ul> </li> <li>○国税庁           <ul style="list-style-type: none"> <li>国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。</li> <li>提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。</li> <li>地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</li> <li>国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</li> </ul> </li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[                   十分である                   ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている                   2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹税務システム等への特定個人情報の入力に際して誤入力を防止する措置を講ずることで、正しい情報を保持し、特定個人情報の提供に際しても、正しい内容に基づく情報を提供する。</li> <li>・特定個人情報の確認時は、2人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。</li> <li>・情報の移転先である、データの格納先については、特定の権限者以外はアクセスできないこととし、不正に収集されることを防止している。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXでの提供&gt;</p> <p>○給与支払者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。</li> </ul> <p>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からDVDで提供する公的年金等支払者との間は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が提供情報をDVDに記録の上、セキュリティ便により提供している。</li> </ul> <p>○国税庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。旭川市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。旭川市から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

## リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<旭川市における措置> ・本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。		
	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに 対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

## リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<旭川市における措置> ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ、中間サーバーから中間サーバーコネクタを通じ情報入手ができるようシステムによって制御されている。		
	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設定されているため、安全性が担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

## リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<旭川市における措置> ・入手した特定個人情報について、基幹税務システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出又は申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。		
	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

#### リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視、障害対応等であり、また、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、いずれも業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
--------------	---

#### リスクへの対策は十分か

- |             |   |       |   |       |              |          |              |
|-------------|---|-------|---|-------|--------------|----------|--------------|
| リスクへの対策は十分か | [ | 十分である | ] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である | 3) 課題が残されている |
|-------------|---|-------|---|-------|--------------|----------|--------------|

#### リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;基幹税務システムにおける措置&gt;</p> <p>・特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの納税者等の情報についていつ参照を行ったか)の記録を逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
--------------	---

#### リスクへの対策は十分か

- |             |   |       |   |       |              |          |              |
|-------------|---|-------|---|-------|--------------|----------|--------------|
| リスクへの対策は十分か | [ | 十分である | ] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である | 3) 課題が残されている |
|-------------|---|-------|---|-------|--------------|----------|--------------|

## リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;基幹税務システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内連携基盤により特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</li> <li>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</li> </ul>		
	[	十分である	]

### <選択肢>

- 1) 特に力を入れている  
3) 課題が残されている

2) 十分である

## リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;基幹税務システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。</li> <li>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 府内連携基盤では、番号法に基づき認められる情報のみを認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</li> <li>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</li> <li>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</li> <li>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</li> </ul>		
	[	十分である	]

### <選択肢>

- 1) 特に力を入れている  
3) 課題が残されている

2) 十分である

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### <旭川市における措置>

- ・本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。

### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

具体的な対策の内容	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
	<イメージファーリングシステム及び滞納整理システムにおける措置> ・入室管理を行っている執務室内に施錠管理されたサーバー内に保管している。 ・ハードディスクの盗難を防ぐために、サーバーの前面扉に施錠をし、ハードディスク自体も暗号化処理を施している。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置を付設している。

⑥技術的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
	<p>&lt;旭川市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウィルス対策ソフトのパターン更新を定期的に行っている。</li> <li>・特定個人情報を管理しているサーバーは、インターネットに接続していない隔離されたネットワーク上に設置している。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第3.0版】」(令和7年3月デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下この欄において同じ。)又はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</li> <li>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</li> <li>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセス出来ないよう制御を講じる。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</li> <li>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> <li>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</li> </ol> <p>&lt;eLTAX関連システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報のデータについては、日々、データのバックアップを実施しており、復旧を行うことが可能である。</li> <li>・特定個人情報を取得するために審査サーバ及び国税連携受信サーバへのアクセスを行う端末には別途、セキュリティソフトをインストールしており、外部媒体等へのコピーを制御している。</li> </ul>						
⑦バックアップ	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない					
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない					
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし					
その内容	-						
再発防止策の内容	-						

⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない			
具体的な保管方法	・地方税法第17条の5の更正、決定等の期間制限により、賦課データは一定期間保存することとしており、生存者と同様の方法にて管理している。				
その他の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスクに対する措置の内容	・納税者等の情報は既存住民基本台帳システムとの整合処理を定期的に実施し、保存する情報が最新であるかどうかを確認する。 ・修正申告書などによる納税者等の情報は、速やかにシステムへの反映を行い、最新の状態を保つこととしている。				
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク					
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
手順の内容	<ガバメントクラウドにおける措置> ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST SP800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスに従って確実にデータを消去する。				
その他の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
-					

## IV その他のリスク対策 ※

### 1. 監査

①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<旭川市における措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容により、運用状況を確認する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<旭川市における措置> ・情報セキュリティに関する内部監査を定期的に行う。	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	<eLTAX関連システムにおける措置> ・eLTAXシステムのASPサービス提供元である認定委託先事業者において毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)が実施されている。 ・地方税ポータルセンタについては、運営する地方税共同機構において毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)が実施されている。
	<旭川市における措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、一般職員を対象とした人的セキュリティ研修を定期的に実施するとともに、意識教育や情報漏えいに伴う罰則規定に関する研修等を実施することとしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<旭川市における措置> 担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。	<eLTAX関連システムにおける措置>

### 3. その他のリスク対策

#### <ガバメントクラウドにおける措置>

- ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウドの運用管理補助者が責任を有する。
- ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
- ・具体的な取扱いについて疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

#### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

## V 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-6012
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: ただし、写しの作成(モノクロコピー1枚(A3判まで)10円)や送付に必要な費用は、請求者の負担)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人情報ファイル簿(個人情報取扱事務単位の単票)においてファイル記録項目を公表予定。
公表場所	旭川市市民生活部地域活動推進課ホームページ
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-

### 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	旭川市税務部税制課税制係 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-5604
②対応方法	受付簿を作成し、処理する。

## VI 評価実施手続

### 1. 基礎項目評価

①実施日	令和7年12月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)

### 2. 国民・住民等からの意見の聴取

①方法	旭川市市民参加推進条例、同施行規則及び意見提出手続事務取扱基準に基づき意見聴取を実施する。実施に際しては、市広報紙及び市ホームページに公表している旨の記事を掲載し、担当部局及び市内各支所等並びに市ホームページにて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和7年7月1日～令和7年8月1日
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	要望や不備等の指摘はなし。評価書案の記載を転記抜粋した意見が2件あり。
⑤評価書への反映	反映なし

### 3. 第三者点検

①実施日	令和7年7月1日～令和7年11月14日
②方法	個人情報(特定個人情報を含む)や情報システム、情報セキュリティに係る専門性を有する外部の第三者として、株式会社HARPに委託し、第三者点検を実施した。
③結果	検出された不適合は、記載漏れや誤記、チェックミスと思われるものが大半で、特定個人情報保護評価自体の取り組み状況は適切であると判断された。 点検に係る結果は別紙4のとおり。

### 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】

①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	I-5-法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項、別表第一の第16の項 地方税法、租税特別措置法、所得税法、国税通則法その他租税に関する法令等の関係条項	番号法第9条第1項、別表第1の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号。以下「条例」という。)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。
平成28年12月16日	I-6-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1, 2, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項 (27の項)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	(別添1)事務の内容	④納税通知書・納付書の送付(※色付矢印) ⑤減免申請(※色付矢印) ⑧還付及び還付・充当済通知書の送付(※色付矢印)	④納税通知書・納付書の送付(※白矢印) ⑤減免申請(※白矢印) ⑧還付及び還付・充当済通知書の送付(※白矢印)	事後	「地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについて」(平成27年12月18日付け 総税企第117号・総税都第79号・総税市第94号・総税固第89号 総務省自治税務局企画課長・都道府県税課長・市町村税課長・固定資産税課長通知)により、個人番号利用手続についての整理がなされたことに伴う内容の修正。 これについては、当初個人番号を利用する手続として公表を行っていたが、本通知の発出により当該個人番号を利用しない手続としたことから、リスクを軽減するものに当たり、重要な変更に該当しない。
平成28年12月16日	II-4-委託事項6-⑥	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社TKC	事前	委託相手方の変更に伴う修正であり、重要な変更に該当するものではないが、任意に事前提出するもの。
平成28年12月16日	II-5-提供・移転の有無	[○] 提供を行っている ( 59)件 [○] 移転を行っている ( 24)件	[○] 提供を行っている ( 61)件 [○] 移転を行っている ( 34)件	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	II-5-提供先1	略	別紙2の記載内容の修正	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	II-5-提供先3	国税庁長官	国税庁長官、都道府県知事又は市町村長	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	II-5-提供先3-⑥提供方法	[ ] 紙	[○] 紙	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	II-5-提供先5	(新規)	旭川市教育委員会	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	II-5-提供先5-①法令上の根拠	(新規)	・番号法第19条の9、条例第4条第1項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	II-5-提供先5-②提供先における用途	(新規)	・学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	II-5-提供先5-③提供する情報	(新規)	・学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る個人市道民税に関する情報	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	II-5-提供先5-④提供する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	1万人未満	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	II-5-提供先5-⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	「②提供先における用途」に記載した事務において必要となる者	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	II-5-提供先5-⑥提供方法	(新規)	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	II-5-提供先5-⑦時期・頻度	(新規)	・提供先の事務において必要の都度	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	II-5-移転先1	番号法第9条第1項 別表第1に定める事務(別紙3参照)	障害福祉課、市営住宅課、生活支援課、介護高齢課、子育て助成課、子育て支援課、健康推進課、国民健康保険課、人事課、福祉保険課、こども育成課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	II-5-移転先1-①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(別紙3参照)	・番号法第9条第2項、条例第3条第1項及び第3項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	II-5-移転先1-②移転先における用途	・番号法第9条第1項 別表第1に定める事務(別紙3参照)	別紙3参照	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	II-5-移転先1-②移転先における用途	・番号法第9条第1項 別表第1に定める事務(別紙3参照)	別紙3の内容変更	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	II-5-移転先1-③移転する情報	・番号法第9条第1項 別表第1に定める事務において必要となる情報	別紙3参照	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	II-5-移転先1-⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・番号法第9条第1項 别表第1に定める事務において必要となる者	・別紙3に記載した事務において必要となる者	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	III-5-リスク1-特定個人情報の提供・移転に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(省略) ○国税庁 (省略) ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	(省略) ○国税庁 (省略) ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。
平成28年12月16日	III-5-リスク2-リスクに対する措置の内容	(省略) ○国税庁 (省略) ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	(省略) ○国税庁 (省略) ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。
平成28年12月16日	III-5-リスク3-リスクに対する措置の内容	(省略) ○国税庁 (省略) ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	(省略) ○国税庁 (省略) ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。
平成29年12月31日	I-5-法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号。以下「条例」という。)	番号法第9条第1項、別表第1の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号。以下「条例」という。)別表第1の4の項	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月31日	I－6－②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項 (27の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・番号法第19条第8号の規定による条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者間における情報連携	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。
平成29年12月31日	II－5－提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 61)件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 34)件	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 63)件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 37)件	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年12月31日	II－5－提供先1	略	別紙2の記載内容の修正	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年12月31日	II－5－提供先3－①法令上の根拠	・番号法第19条第8号、地方税法第317条	・番号法第19条第9号、地方税法第317条	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月31日	II-5-提供先5-①法令上の根拠	・番号法第19条の9、条例第4条第1項	・番号法第19条第10号、条例第4条第1項	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。
平成29年12月31日	II-5-提供先6	(新規)	番号法第19条第8号の条例事務関係情報照会者	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年12月31日	II-5-提供先6-①法令上の根拠	(新規)	・番号法第19条第8号	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年12月31日	II-5-提供先6-②提供先における用途	(新規)	・条例事務関係情報照会者が番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定めた事務のうち、同法別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年12月31日	II-5-提供先6-③提供する情報	(新規)	・地方税関係情報	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年12月31日	II-5-提供先6-④提供する情報の対象となる本人の数	(新規)	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年12月31日	II-5-提供先6-⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	「②提供先における用途」に記載した事務において必要となる者	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月31日	II-5-提供先6-⑥提供方法	(新規)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年12月31日	II-5-提供先6-⑦時期・頻度	(新規)	・提供先の事務において必要な都度	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年12月31日	II-5-移転先1-②移転先における用途	・番号法第9条第1項 別表第1に定める事務(別紙3参照)	別紙3の内容変更	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	I-1-②事務の内容	(省略) 旭川市は、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下この評価書において「番号法」という。)の規定に従って、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法等の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を税総合オンラインシステム等(2のシステム1からシステム4までのシステムの総称。以下この評価書において同じ。)により取り扱う。また、この事務においては、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) (省略)	(省略) 旭川市は、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下この評価書において「番号法」という。)の規定に従って、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法等の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を税総合オンラインシステム等(2のシステム1からシステム5までのシステムの総称。以下この評価書において同じ。)により取り扱う。また、この事務においては、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) (省略)  2のシステム6及びシステム7においては、情報提供ネットワークシステムを介し、団体への情報提供を行うため、特定個人情報を取り扱う。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	I-2-システム2-②システムの機能	・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 (省略)	・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会(現:地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	I－2－システム3－②システムの機能	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 (省略)	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会(現:地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	I－3－個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第1の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号。以下「条例」という。)別表第1の4の項	番号法第9条第1項、別表第1の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号。以下「条例」という。)第3条及び別表第1の4の項	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。
令和3年3月31日	I－4－②法令上の根拠	(省略) (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) (省略)	(省略) (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (省略)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。
令和3年3月31日	I－7－②所属長の役職名	税制課長 那須 秀昭	税制課長	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	II-3-①入手元	<p>[○]評価実施機関内の他部署（国民健康保険課、介護高齢課、障害福祉課、保護第1課～第3課、市民課）</p> <p>[○]行政機関・独立行政法人等（国税庁、法務局、地方税電子化協議会、年金支払者（日本年金機構のみ））</p>	<p>[○]評価実施機関内の他部署（国民健康保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、保護第1課～第3課、市民課）</p> <p>[○]行政機関・独立行政法人等（国税庁、法務局、地方税共同機構、年金支払者（日本年金機構のみ））</p>	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	II-3-③入手の時期・頻度	<p>(省略)</p> <p>【公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）からの（DVDによる）入手】</p> <p>公的年金等支払者から、DVDで一般社団法人地方税電子化協議会に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知のデータを地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領することとなる。</p> <p>その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、</p> <p>公的年金等支払報告書については、1月31日まで</p> <p>特別徴収対象者情報の通知については、5月25日まで</p> <p>特別徴収税額通知の処理結果通知については、9月30日までなどとされている。なお、公的年金等支払報告書については、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>【公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）からの（DVDによる）入手】</p> <p>公的年金等支払者から、DVDで地方税共同機構に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知のデータを地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領することとなる。</p> <p>その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、</p> <p>公的年金等支払報告書については、1月31日まで</p> <p>特別徴収対象者情報の通知については、5月25日まで</p> <p>特別徴収税額通知の処理結果通知については、9月30日までなどとされている。なお、公的年金等支払報告書については、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。</p> <p>(省略)</p>	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	II-3-⑦一使用部署	旭川市税務部税制課、市民税課、資産税課及び納稅課、神居支所、江丹別支所、永山支所、東旭川支所、神楽支所、西神楽支所及び東鷹栖支所並びに東部まちづくりセンター	旭川市税務部税制課、市民税課、資産税課、納稅管理課及び納稅推進課、神居支所、江丹別支所、永山支所、東旭川支所、神楽支所、西神楽支所及び東鷹栖支所並びに東部まちづくりセンター	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	II-4-委託事項4	軽自動車税納稅通知書等の印字及び封入封かん業務	軽自動車税種別割納稅通知書等の印字及び封入封かん業務	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	II-4-委託事項4-①	税総合オンラインシステムから出力した軽自動車税の課税データ等を印字し、軽自動車税納税通知書及び納付書等を窓あき封筒に封入封かんする業務	税総合オンラインシステムから出力した軽自動車税種別割の課税データ等を印字し、軽自動車税種別割納税通知書及び納付書等を窓あき封筒に封入封かんする業務	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	II-4-委託事項4-②-対象となる本人の範囲	軽自動車税納税通知書の発送対象者	軽自動車税種別割納税通知書の発送対象者	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	II-4-委託事項4-②-その妥当性	所定の用紙への印字及び封筒への封入封かん作業は軽自動車税の納税告知等に必要であるが、件数が多く府内において処理できないため	所定の用紙への印字及び封筒への封入封かん作業は軽自動車税種別割の納税告知等に必要であるが、件数が多く府内において処理できなかっため	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	II-5-移転先1	障害福祉課、市営住宅課、生活支援課、介護高齢課、子育て助成課、子育て支援課、健康推進課、国民健康保険課、人事課、福祉保険課、こども育成課	障害福祉課、市営住宅課、生活支援課、長寿社会課、介護保険課、子育て助成課、子育て支援課、健康推進課、国民健康保険課、職員厚生課、福祉保険課、こども育成課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	II-6-①保管場所	(省略) <審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)> ・データ保管場所は国税庁又は地方税電子化協議会内のデータセンターにあり、本市においては当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 (省略)	(省略) <審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)> ・データ保管場所は国税庁又は地方税共同機構内のデータセンターにあり、本市においては当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	III-2-リスク3-入手の際の本人確認の措置の内容	・番号法第7条(通知カード)、第17条(個人番号カード)により、住記異動の際は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ・代理申請の場合は、上記にあわせて、本市の情報システムを用いて申告書、申請書及び届出書等の内容と個人番号の真正性の確認を行う。 (省略)	・番号法により、住記異動の際は、窓口で個人番号カード又は通知カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ・代理申請の場合は、上記にあわせて、本市の情報システムを用いて申告書、申請書及び届出書等の内容と個人番号の真正性の確認を行う。 (省略)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	III-2-リスク4-リスクに対する措置の内容	<p>(省略)</p> <p>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</p> <p>公的年金等支払者から、一般社団法人地方税電子化協議会までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。</p> <p>なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</p> <p>公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。</p> <p>なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。</p> <p>(省略)</p>	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	III-3-リスク1-事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>&lt;税総合オンラインシステムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号制度に関する事務(システム)以外からは税務情報ファイル内の特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御対策を実施している。</li> </ul> <p>&lt;イメージファーリングシステム及び徴収システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用業務以外の部門には同システムにアクセスできる端末を設置していない。また、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。</li> </ul>	<p>&lt;税総合オンラインシステムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号制度に関する事務(システム)以外からは税務情報ファイル内の特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、不要なアクセス制御を実施している。</li> </ul> <p>&lt;イメージファーリングシステム及び徴収システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用業務以外の部門には同システムにアクセスできる端末を設置していない。また、不要なアクセスの制御を実施している。</li> </ul>	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	III-3-リスク2-ユーザー認証の管理-具体的な管理办法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税総合オンラインシステム等に接続する端末のログイン又はシステムへの接続の際に、パスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> </ul> <p>(省略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税総合オンラインシステム等に接続する端末のログインの際に、認証カード及びパスワードによる認証、システムへの接続の際に、パスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> </ul> <p>(省略)</p>	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	III-3-リスク2-アクセス権限の発効・失効の管理－具体的な管理方法	<p>&lt;税総合オンラインシステムにおける措置&gt;</p> <p>・税総合オンラインシステムの利用業務内容(アクセス権限)については、端末設置課長が端末装置取扱者と利用業務内容(アクセス権限)について、ホストコンピュータを管理する情報政策課長へ届け出こととなっている。届出内容については税務部各課長及び税務部各課担当者が確認し、情報政策課担当者が住税総合オンラインシステムのアクセス権限について登録、変更及び削除を行う。その他の者は、アクセス権限を変更できない。</p> <p>(省略)</p>	<p>&lt;税総合オンラインシステムにおける措置&gt;</p> <p>・税総合オンラインシステムの利用業務内容(アクセス権限)については、端末設置課長が端末装置取扱者と利用業務内容(アクセス権限)について、ホストコンピュータを管理する情報政策課長へ届け出こととなっている。届出内容については税務部各課長及び税務部各課担当者が確認し、情報政策課担当者が税総合オンラインシステムのアクセス権限について登録、変更及び削除を行う。その他の者は、アクセス権限を変更できない。</p> <p>(省略)</p>	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	III-4-情報保護管理体制の確認	<p>(省略)</p> <p>国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。</p>	<p>(省略)</p> <p>国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第151号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。</p>	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	III-4-特定個人情報の消去ルールの内容及びルール遵守の確認方法	(省略) <封入封かん業務における措置> ・成果品の納入にあたり、市から提供した貸与品(印字データ)を消去したことを確認できる種類を提出させている。(軽自動車税納税通知書等の印字及び封入封かん業務のみ。) ・貸与品複製を禁止し、また、業務目的外で使用しないこととしていることから、委託先による消去等は発生しない。(軽自動車税納税通知書等の印字及び封入封かん業務を除く。) (省略)	(省略) <封入封かん業務における措置> ・成果品の納入にあたり、市から提供した貸与品(印字データ)を消去したことを確認できる種類を提出させている。(軽自動車税種別割納税通知書等の印字及び封入封かん業務のみ。) ・貸与品複製を禁止し、また、業務目的外で使用しないこととしていることから、委託先による消去等は発生しない。(軽自動車税種別割納税通知書等の印字及び封入封かん業務を除く。) (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	III-5-リスク2-リスクに対する措置の内容	(省略) ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、一般社団法人地方税電子化協議会がセキュリティ便により提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようにしている。 (省略)	(省略) ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、地方税共同機構がセキュリティ便により提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようにしている。 (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	IV-1-①-具体的なチェック方法	(省略) <審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置> 国税連携システム(eLTAX)にあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	(省略) <審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置> 国税連携システム(eLTAX)にあっては、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第151号)の達成状況について、自己評価を実施している。	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	IV-1-②-具体的な内容	(省略) ＜審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置＞ 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。また、地方税ポータルセンター(eLTAX)については、運営する一般社団法人地方税電子化協議会が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	(省略) ＜審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置＞ 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。また、地方税ポータルセンター(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	IV-2-具体的な方法	(省略) ＜審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置＞ 担当者を一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。	(省略) ＜審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置＞ 担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	II-4-委託事項3-④	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	I-2-システム4-②システムの機能	・市道民税申告書等のスキャンデータの管理機能 ・市道民税申告書等のスキャンデータの検索機能	紙で提出を受けた市道民税申告書等をスキャナーによりスキャンし、そのデータの管理及び検索を行う。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	I-2-システム4-②システムの機能	・滞納状況を一覧できる個人画面機能 ・滞納者の状態(滞納区分)による管理機能 ・納付書等の帳票発行機能 ・時効計算機能 ・複数条件での滞納者抽出機能 ・時効完成・不納欠損該当者の抽出機能	滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、以下の機能を使用する。 ・滞納状況を一覧できる個人画面機能 ・滞納者の状態(滞納区分)による管理機能 ・納付書等の帳票発行機能 ・時効計算機能 ・複数条件での滞納者抽出機能 ・時効完成・不納欠損該当者の抽出機能	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	II-3-②入手方法	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	II-4-委託事項2-⑥	入札によるため不定	トッパン・フォームズ 株式会社	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	II-4-委託事項3-⑥	入札によるため不定	株式会社 恵和ビジネス	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	II-4-委託事項5-⑥	入札によるため不定	株式会社 HBA	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	III-5-提供先5-⑥	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモリ [○]紙 [ ]その他( )	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [○]その他(専用回線)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	III-5-提供先6	番号法第19条第8号の条例事務関係照会者	番号法第19条第8号の条例事務関係照会者(地方公共団体の長その他の執行機関)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I－6－②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・番号法第19条第8号の規定による条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者間における情報連携</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・番号法第19条第9号の規定による条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者間における情報連携</p>	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。
令和4年3月31日	II－5－提供先1	番号法第19条第7号 別表第2に定める情報照会者(別紙2参照)	番号法第19条第8号 別表第2に定める情報照会者(別紙2参照)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。
令和4年3月31日	II－5－提供先1－①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(別紙2参照)	番号法第19条第8号 別表第2(別紙2参照)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。
令和4年3月31日	II－5－提供先1－②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第2に定める事務(別紙2参照)	番号法第19条第8号 别表第2に定める事務(別紙2参照)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。
令和4年3月31日	II－5－提供先1－③提供する情報	番号法第19条第7号 别表第2に定める事務において必要となる情報	番号法第19条第8号 别表第2に定める事務において必要となる情報	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	II-5-提供先3-①法令上の根拠	番号法第19条第9号、地方税法第317条	番号法第19条第10号、地方税法第317条	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。
令和4年3月31日	II-5-提供先5-①法令上の根拠	番号法第19条第10号、条例第4条第1項	番号法第19条第11号、条例第4条第1項	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。
令和4年3月31日	II-5-提供先6	番号法第19条第8号の条例事務関係照会者(地方公共団体の長その他の執行機関)	番号法第19条第9号の条例事務関係照会者(地方公共団体の長その他の執行機関)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。
令和4年3月31日	II-5-提供先6-①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月4日	II-6-①保管場所	<p>(省略)</p> <p>&lt;税総合オンラインシステム&gt; (省略)</p> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)&gt; (省略)</p> <p>&lt;イメージファーリングシステム及び徴収システム&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>	<p>(省略)</p> <p>&lt;税総合オンラインシステム&gt; (省略)</p> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)&gt; (省略)</p> <p>&lt;イメージファーリングシステム及び徴収システム&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <p>①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ②日本国内でデータを保管している。</p> <p>・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事前	<p>事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。</p> <p>*特定個人情報の漏えい等リスクへの影響のない事項</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月4日	II-6-③消去方法	<p>＜税総合オンラインシステム等＞(省略)</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォーム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul>	<p>＜税総合オンラインシステム等＞(省略)</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォーム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</li> </ul>	事前	<p>事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。</p> <p>※特定個人情報の漏えい等リスクへの影響のない事項</p>
令和7年8月4日	III-6-リスク6-リスクに対する措置の内容	<p>＜税総合オンラインシステムにおける措置＞(略)</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞(略)</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	<p>＜税総合オンラインシステムにおける措置＞(略)</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞(略)</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	事前	<p>事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。</p> <p>※特定個人情報の漏えい等リスクへの影響のない事項</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月4日	III-6-情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>&lt;旭川市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①～③(省略)</p> <p><u>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</u></p>	<p>&lt;旭川市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①～③(省略)</p> <p><u>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</u></p>	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※特定個人情報の漏えい等リスクへの影響のない事項
令和7年8月4日	III-7-リスク1-⑤-具体的な対策の内容	<p>&lt;税総合オンラインシステムにおける措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;イメージファイリングシステム及び徴収システムにおける措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。</p> <p>・設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; (省略)</p>	<p>&lt;税総合オンラインシステムにおける措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;イメージファイリングシステム及び徴収システムにおける措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <p>①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</p> <p>②日本国内でデータを保管している。</p> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; (省略)</p>	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※特定個人情報の漏えい等リスクへの影響のない事項

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月4日	III-7-リスク1-⑥-具体的な対策の内容	<p>&lt;旭川市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①～③(省略)</p> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; (省略)</p>	<p>&lt;旭川市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①～③(省略)</p> <p>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; (省略)</p>	事前	<p>事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※特定個人情報の漏えい等リスクへの影響のない事項</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月4日	IV-1-②-具体的な内容	<p>&lt;旭川市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; (省略)</p>	<p>&lt;旭川市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; (省略)</p>	事前	<p>事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※特定個人情報の漏えい等リスクへの影響のない事項</p>
令和7年8月4日	IV-3その他のリスク対策	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事前	<p>事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※特定個人情報の漏えい等リスクへの影響のない事項</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I－1－②事務の内容	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)がその経費にあてる財源を調達するために地方税の課税権を行使する当該地方税に係る課税客体等の正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>旭川市は、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下この評価書において「番号法」という。)の規定に従って、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法等の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を税総合オンラインシステム等(2のシステム1からシステム5までのシステムの総称。以下この評価書において同じ。)により取り扱う。また、この事務においては、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者、申告者、申請者、滞納者及び市税の賦課徴収に係る調査の対象者(以下この評価書において「納税者等」という。)からの申告及び届出等により、賦課徴収に必要な情報を入手し、管理する。</li> <li>・納税告知のため、納税者等の課税情報を確認する。</li> <li>・徴収した税額等を把握するため、納税者等の収納情報を管理する。</li> <li>・滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、納税者等の滞納情報を管理する。</li> </ul> <p>2のシステム6及びシステム7においては、情報提供ネットワークシステムを介し、団体への情報提供を行うため、特定個人情報を取り扱う。</p>	<p>旭川市は、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)(以下「地方税法等」という。)に基づき、地方税又は森林環境税(以下「地方税等」という。)の賦課徴収及び調査(犯則事件の調査を含む。)を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務(詳細は別添1を参照。)に利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公平・公正な課税のため、納税者、申告者、申請者、滞納者及び市税の賦課徴収に係る調査の対象者(以下この評価書において「納税者等」という。)からの申告等による賦課徴収に必要な情報の入手及び管理</li> <li>2 紳税告知のため、納税者等の課税情報を確認</li> <li>3 徴収した税額等を把握のため、納税者等の収納情報を管理</li> <li>4 督促状等の送付及び滞納処分のため、納税者等の滞納情報を管理</li> </ol>	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	I－2－システム1－①システムの名称	税総合オンラインシステム	基幹税務システム	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
令和7年12月1日	I－2－システム1－②システムの機能	①～⑤(省略)	<p>①～⑤(省略)</p> <p>⑥府内連携基盤との連携</p> <p>・府内各業務システム(標準システム・標準外システム)と連携するために府内連携基盤と接続する機能(既存住民基本台帳システム、国民健康保険システム、介護保険システムとは本機能により府内連携基盤を介して連携される。)</p>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I-2-システム1-③他のシステムとの接続	[○] その他(中間サーバーコネクタ、国民健康保険システム)	[○] その他(中間サーバーコネクタ、滞納整理システム、国民健康保険システム、介護保険システム)	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
令和7年12月1日	I-2-システム2-②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会(現:地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。</li> <li>・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。</li> <li>・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWN)を通じて、審査システム(eLTAX)で受領する。</li> <li>・審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るために、税務システムと連携している。</li> <li>①審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携: 申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等</li> <li>②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携: 特別徴収税額通知データ</li> <li>・審査システム(eLTAX)には、           <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。</li> <li>②固定資産税(償却資産): 傷却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。</li> <li>③事業所税: 事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。等の機能がある。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税ポータルシステム(eLTAX)を構成するシステムの一つであり、納税者等がインターネットを通じて提出した申告データ等の審査及び管理を行い、基幹税務システムとのデータ連携を行う機能を有する。</li> <li>・受付システムから申告データ等を受信し、そのデータに対して審査や職権訂正等を行う</li> <li>・地方団体の基幹税務システムと連携するために申告データ等のファイル入出力を行う。</li> </ul> <p>&lt;審査システムから基幹税務システムへの連携データ&gt;</p> <p>審査システムにて設定した出力条件をもとに、データ(申告データ、その他税申告書等データ、利用届出データ、申請・届出データ、団体間回送データ、納付情報データ、e-Tax法人税データリスト)を出力し、基幹税務システムにおいてそのデータを使用する。</p> <p>&lt;基幹税務システムから審査システムへの連携データ&gt;</p> <p>基幹税務システム等にて連携用データ(フレ申告データ、処分通知等(税額通知)、特定個人情報ファイル、団体回付データ(集信)、課税標準額通知、寄附金特例通知、申告期限延長承認、分割基準従業者数決定及び納付情報紐付ファイル)を作成し、審査システムを経由して所定の機関等においてそのデータを使用する。</p> <p>&lt;審査システム(eLTAX)からの送受信&gt;</p> <p>【個人住民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された給与支払報告書総括表、給与支払報告書個人別明細書、公的年金等支払報告書等及び各種申請・届出を審査・管理する。</li> <li>・特別徴収義務者に対して、特別徴収税額を通知する。</li> <li>・年金保険者と年金からの特別徴収に係る通知を送信・受信する。</li> <li>・特定個人情報ファイル(本人確認用)を作成し、eLTAXへ連携する。</li> </ul> <p>【法人市民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された法人市民税申告書等を審査・管理する。</li> </ul> <p>【固定資産税(償却資産)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された償却資産申告書等及び各種申請・届出を審査・管理する。</li> </ul> <p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された事業所税申告書等及び各種申請・届出を審査・管理する。等の機能がある。</li> </ul>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I-2-システム3-②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会(現:地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。</li> <li>・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に送付される。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)には、国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん・年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。等の機能がある。</li> </ul>	<p>eLTAXを構成するシステムの一つであり、国税庁と普通地方公共団体の間で所得税確定申告書データの連携及び資料情報等の相互データ提供を行う機能を有する。相互データ提供を行う対象は主に以下のとおり。</p> <p>&lt;国税庁から地方公共団体への送信データ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税申告書等データ、法定調書データ、源泉徴収義務者データ</li> </ul> <p>&lt;地方公共団体から国税庁への送信データ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養是正情報等データ、相続税法第58条通知データ</li> </ul> <p>&lt;地方公共団体から地方公共団体への送信(受信)データ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税用資料、住民登録外課税通知データ</li> </ul>	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	I-2-システム6-②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体内統合宛名管理</li> <li>・団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。</li> <li>・宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。</li> <li>・中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オンラインデータ連携用の媒体作成を行う。</li> </ul>	<p><u>情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行う中間サーバーと既存業務システムとの情報の授受を仲介する次の機能を有する。</u></p> <p>団体内統合宛名管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。</li> <li>・宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。</li> <li>・中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オンラインデータ連携用の媒体作成を行う。</li> </ul>	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	I-2-システム6-③他のシステムとの接続	[O] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] その他(中間サーバー)	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] その他(庁内連携基盤)	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I-2-システム7-②システムの機能	①～⑩（省略）	情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うため、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報提供ネットワークシステムインターフェイスと既存業務システムとの情報の授受を仲介する次の機能を有する。 ①～⑩（省略）	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	I-2-システム7-③他のシステムとの接続	[○] その他(中間サーバー・コネクタ)	[○] その他(中間サーバーコネクタ)	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	I-2-システム8-①システムの名称	(新規)	個人住民税申告ポータル	事前	重要な変更 ※個人住民税の申告電子化
令和7年12月1日	I-2-システム8-②システムの機能	(新規)	個人住民税(市民税・道民税(森林環境税を含む。))について、オンラインで申告ができる機能。	事前	重要な変更 ※個人住民税の申告電子化
令和7年12月1日	I-2-システム8-③他のシステムとの接続	(新規)	[○] その他(マイナポータル申請管理)	事前	重要な変更 ※個人住民税の申告電子化
令和7年12月1日	I-2-システム9-①システムの名称	(新規)	マイナポータル申請管理	事前	重要な変更 ※個人住民税の申告電子化
令和7年12月1日	I-2-システム9-②システムの機能	(新規)	住民から電子申請されたデータを受け取り、申請者に申請状況を通知する機能。	事前	重要な変更 ※個人住民税の申告電子化
令和7年12月1日	I-2-システム10-①システムの名称	(新規)	所得税・個人住民税申請管理システム	事前	重要な変更 ※個人住民税の申告電子化
令和7年12月1日	I-2-システム10-②システムの機能	(新規)	国税連携システムより取得した所得税申告書等データ、マイナポータル申請管理より取得した個人住民税申告データ等の申請データの仕分け等の機能を有する。 ・申請データのイメージファイリング機能 ・申請データ格納:申請データの取込、仕分け、チェック、補記機能	事前	重要な変更 ※個人住民税の申告電子化
令和7年12月1日	I-2-システム10-③他のシステムとの接続	(新規)	[○] その他(個人住民税申告ポータル)	事前	重要な変更 ※個人住民税の申告電子化
令和7年12月1日	I-2-システム11-①システムの名称	(新規)	庁内連携基盤	事前	重要な変更 ※個人住民税の申告電子化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I-2-システム11-②システムの機能	(新規)	<p>各業務システム間での府内情報移転のための基盤である。          ※情報連携は府内各業務システム専用のエリアを経由しファイル単位で行われ、連携対象のデータと業務システムの対応をあらかじめ業務間連携システムに設定しておくことで、設定対象外の業務システムへのデータ提供はできない仕組みとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹税務システムとの連携 所得情報等についての基幹税務システムとの連携機能</li> <li>・既存住基システムとの連携 宛名管理システムとして住民移動情報についての既存住基システムとの連携機能</li> <li>・府内他業務システムとの連携 所得情報等を府内他業務システムへ連携するための機能</li> </ul>	事前	重要な変更 ※個人住民税の申告電子化
令和7年12月1日	I-2-システム11-③他のシステムとの接続	(新規)	<input type="checkbox"/> 府内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他(中間サーバーコネクタ、標準システム、標準外システム、府内各業務システム)	事前	重要な変更 ※個人住民税の申告電子化
令和7年12月1日	I-2-システム12-①システムの名称	(新規)	サービス検索・電子申請機能	事前	重要な変更 ※個人住民税の申告電子化
令和7年12月1日	I-2-システム12-②システムの機能	(新規)	<p>【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能          【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能</p>	事前	重要な変更 ※固定資産税の申告電子化
令和7年12月1日	I-2-システム12-③他のシステムとの接続	(新規)	<input type="checkbox"/> その他(マイナポータル申請管理)	事前	重要な変更 ※固定資産税の申告電子化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I－5－法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号。以下「条例」という。)第3条及び別表第1の4の項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項(利用の範囲)及び別表24の項</li> <li>・番号法第9条第2項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</li> <li>・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号。以下「条例」という。)第3条第1項(個人番号の利用範囲)及び別表第1の4の項</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</li> </ul>	事後	法令改正等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	I－6－②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</li> <li>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</li> <li>(別表第二における情報照会の根拠)</li> <li>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)</li> <li>・番号法第19条第9号の規定による条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者間における情報連携</li> </ul>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「提供に関する主務省令」という。)第2条の表(情報提供の根拠)</p> <p>提供に関する主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)に「市町村長」を含む項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」を含む項</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供に関する主務省令第2条の表48の項</li> <li>・番号法第19条第9号</li> </ul>	事後	法令改正等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	(別添1)事務の内容	(略)	システム機構図において、ガバメントクラウドの範囲等を明示	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	II-2-③	市税(道民税を含む。以下この評価書において同じ。)の納税者等 ※ 過去の納税者等のあった者で、6②の保管期間内である者を含む。	地方税等の納税者等 ※ 過去の納税者等のうち、6②の保管期間内である者を含む。	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	II-3-④ー主な記録項目	[ ] その他() [○] その他(LGWAN、インターネット回線、専用回線、住民基本台帳ネットワークシステム)	[○] その他(口座登録・連携ファイル関係情報)	事後	法令改正等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	II-3-①入手元	[○] 行政機関・独立行政法人等(国税庁、法務局、地方税共同機構、年金支払者(日本年金機構のみ))	[○] 行政機関・独立行政法人等(国税庁、法務局、地方税共同機構、年金支払者(日本年金機構のみ)、デジタル庁)	事後	法令改正等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	II-3-②入手方法	[ ] 専用線 [○] その他(LGWAN、インターネット回線、専用回線、住民基本台帳ネットワークシステム)	[○] 専用線 [○] その他(住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル申請管理)	事前	重要な変更 ※個人住民税の申告電子化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	II-3-③入手の時期・頻度	<p>・住民登録者は住民基本台帳システムの異動情報と即時連動し、住民登録以外の者は事務上納税者等の特定が必要な時にその都度更新する。</p> <p>・申告・届出・通知等により、その都度、必要に応じて更新する。</p> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)&gt; 【本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの(専用線による)入手】(省略)</p> <p>【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)からの(DVDによる)入手】(省略)</p> <p>【国税庁からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手】(省略)</p>	<p>・住民登録者は既存住民基本台帳システムの異動情報と即時連動し、住民登録以外の者は事務上納税者等の特定が必要な時にその都度更新する。</p> <p>・申告・届出・通知等により、その都度、必要に応じて更新する。</p> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)&gt; 【本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの(専用線による)入手】(省略)</p> <p>【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)からの(DVDによる)入手】(省略)</p> <p>【国税庁からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手】(省略)</p> <p><b>【マイナポータル申請管理】</b> 個人住民税申告ポータル、マイナポータルを使用した電子申告について、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能から個人市民税・道民税、固定資産税に関する申告データを受領する。 個人市民税・道民税の申告書については主として2月16日から3月15日の期間に提出され、且次で受領処理を行うが、提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領する。また、固定資産税の申告は新築住宅に係る固定資産税の軽減や相続等の事由発生に際して隨時受領する。</p>	事前	重要な変更 ※個人住民税の申告電子化
令和7年12月1日	II-3-⑤本人への明示	番号法の別表第二の第27の項及び関係法令に基づき収集していることを、国民に対し広く周知している。ただし、地方税法等により定められた情報については、その限りではない。	<p>・地方税法及び番号法</p> <p>※地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、第343条及び第463条の19等</p> <p>※番号法第9条第1項及び別表24の項</p>	事後	法令改正等による修正であり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	II-3-⑥-使用目的	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による市税の賦課徴収又は市税に関する調査に関する事務を行うため	番号法第9条第1項及び別表第24の項等の範囲内において地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税等の賦課徴収又は地方税等に関する調査に係る事務(課税客体の把握、課税情報の管理、事務の効率化等)	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	II-3-⑧-情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書及び資料を真正性を確認し取り込む時に、納税者等の個人番号等を税総合オンラインシステム等に保持している個人番号等と突合する。</li> <li>・住登外者の申告書及び資料を真正性を確認し取り込む時点で、納税者等の個人番号等を、税総合オンラインシステム内の個人番号等と突合出来ない場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、情報を突合する。</li> <li>・(省略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書及び資料を真正性を確認し取り込む時に、納税者等の個人番号等を基幹税務システム等に保持している個人番号等と突合する。</li> <li>・住登外者の申告書及び資料を真正性を確認し取り込む時点で、納税者等の個人番号等を、ガバメントクラウド上の個人番号等と突合出来ない場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、情報を突合する。</li> <li>・(省略)</li> </ul>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
令和7年12月1日	II-4-委託の有無	(委託する) (6件)	(委託する) (3件)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項1	税総合オンラインシステムのオペレーション業務委託	基幹税務システムのオペレーション業務委託	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
令和7年12月1日	II-4-委託事項1-①委託内容	税総合オンラインシステムにて行う各処理の実行や統計帳票、納税通知書等の印刷	基幹税務システムにて行うバッチ処理の実行や統計データの出力	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
令和7年12月1日	II-4-委託事項1-④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] その他(サーバ室内でシステムを直接操作)	[○] その他(本市指定の事務室の端末によりガバメントクラウド上の特定個人情報ファイルにアクセスする。)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項2	個人市民税納税通知書等の封入封かん業務	申告書等のデータ入力	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	II-4-委託事項2-①委託内容	税総合オンラインシステムから出力した個人市民税納税通知書及び納付書等を窓あき封筒に封入封かんする業務	申告書等(個人市民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書(一部)、償却資産種類別明細書等)のパンチ入力による電子データ化	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項2-②一対象となる本人の範囲	個人市民税納税通知書の発送対象者	申告書等に記載された者	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項2-②-その妥当性	封筒への封入封かん作業は個人市民税の納税告知等に必要であるが、件数が多く府内において処理できないため	申告書等のデータ入力作業は賦課徴収に必要であるが、件数が多く所管課において処理できないため業務委託を要する。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項2-⑥委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	株式会社HBA	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項2-⑧再委託の許諾方法	再委託の相手方、再委託する業務の範囲、必要性、再委託金額等を記載した業務再委託承諾願いを提出させ、これらを審査した上で必要性等が認められる場合に許諾	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項2-⑨再委託事項	封入封かん業務の一部	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	II-4-委託事項3	固定資産税・都市計画税納税通知書等の印字及び封入封かん業務	地方税ポータルシステムASPサービス利用業務	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による項目ズレ軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項3-①委託内容	税総合オンラインシステムから出力した固定資産税。都市計画税の課税データ等の印字並びに固定資産税・都市計画税納税通知書及び納付書等を窓空き封筒に封入封かんする業務	地方税ポータルシステム(eLTAX)に関するサーバ等のデータ保持・管理(運用管理)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項3-②一対象となる本人の範囲	固定資産税・都市計画税納税通知書の発送対象者	納税者等のうち、地方税ポータルシステム及びe-Taxの利用者又は公的年金等受給者に該当するもの	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項3-②-その妥当性	通知書の印字、封筒への封入封かん作業は件数が多く町内において処理ができないため	システムの安定した稼動のため、地方税共同機構によってセキュリティの確保等の認定要件が確認された認定委託先事業者への業務委託をする。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項3-③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項3-④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]紙	[○]専用線	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	II-4-委託事項3-⑥委託先名	株式会社恵和ビジネス	株式会社NTTデータ・アイ	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項3-⑧再委託の許諾方法	再委託の相手方、再委託する業務の範囲、必要性、再委託金額等を記載した業務再委託承諾願いを提出させ、これらを審査した上で、必要性が認められる場合に許諾	再委託の相手方、再委託する業務の範囲、必要性、再委託金額等を記載した業務再委託承諾願いを提出させ、これらを審査した上で必要性等が認められる場合に許諾	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項3-⑨再委託事項	封入封かん業務の一部	・ASPサービスの利用における現地対応作業 ・ASPサービスの利用における問い合わせ対応	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項4	軽自動車税種別割納税通知書等の印字及び封入封かん業務	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項4-①委託内容	税総合オンラインシステムから出力した軽自動車税種別割の課税データ等を印字し、軽自動車税種別割納税通知書及び納付書等を窓あき封筒に封入封かんする業務	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項4-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの一部	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	II-4-委託事項4-②一対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項4-②一対象となる本人の範囲	軽自動車税種別割納税通知書の発送対象者	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項4-②一その妥当性	所定の用紙への印字及び封筒への封入封かん作業は軽自動車税種別割の納税告知等に必要であるが、件数が多く府内において処理できないため	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項4-②一③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項4-④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項4-⑤委託先名の確認方法	旭川市情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	II-4-委託事項4-⑥委託先名	株式会社コンピューター・ビジネス	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項4-⑦再委託の有無	再委託する	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項4-⑧再委託の許諾方法	再委託の相手方、再委託する業務の範囲、必要性、再委託金額等を記載した業務再委託承諾願を提出させ、これらを審査したうえで必要性が認められる場合に許諾	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項4-⑨再委託事項	封入封かん業務の一部	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項5	申告書等のデータ入力	(委託事項2へ移動)	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	II-4-委託事項5-①委託内容	申告書等(個人市民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書(一部)、償却資産種類別明細書等)のパンチ入力による電子データ化	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	II-4-委託事項5-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの一部	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項5-②一対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項5-②一対象となる本人の範囲	申告書等に記載された者	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項5-②その妥当性	申告書等のデータ入力作業は賦課徴収に必要であるが、件数が多く所管課において処理できないため	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項5-③委託先における取扱者数	10人未満	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項5-④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]紙	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	II-4-委託事項5-⑤委託先名の確認方法	旭川市情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項5-⑥委託先名	株式会社HBA	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項5-⑦再委託の有無	再委託しない	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項6	審査サーバ及び国税受信サーバの維持管理	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項6-①委託内容	審査サーバ及び国税受信サーバの維持管理	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項6-②取りを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの一部	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	II-4-委託事項6-②一対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項6-②一対象となる本人の範囲	審査システムの利用者情報及び申告書等データ 年金特徴システムの公的年金等支払報告書データ 国税連携システムの申告書等データ	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項6-②一その妥当性	システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項6-③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項6-④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]専用線 [○]電子メール	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項6-⑤委託先名の確認方法	旭川市情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	II-4-委託事項6-⑥委託先名	株式会社TKC	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-4-委託事項6-⑦再委託の有無	再委託しない	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	II-5-提供・移転の有無	提供を行っている:63件 移転を行っている:37件	提供を行っている:79件 移転を行っている:40件	事後	法令改正等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	II-5-提供先1	番号法第19条第8号 別表第2に定める情報照会者(別紙2参照)	番号法第19条第8号及び提供に関する主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)に「市町村長」を含む項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」を含む項の第一欄(情報照会者)に掲げるもの	事後	法令改正等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	II-5-提供先1-①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(別紙2参照)	番号法第19条第8号及び提供に関する主務省令第2条	事後	法令改正等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	II-5-提供先1-②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第2に定める事務(別紙2参照)	番号法第19条第8号及び提供に関する主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)に「市町村長」を含む項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」を含む項の第二欄に掲げる事務(参考:別紙2)	事後	法令改正等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	II-5-提供先1-③提供する方法	番号法第19条第8号 別表第2に定める事務において必要となる情報	地方税関係情報	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	II-5-提供先1-⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	納税者等	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	II-5-提供先2-③提供方法	[ ]専用線 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]その他(LG-WAN)	[○]専用線 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]その他( )	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	II-5-提供先3-③提供方法	[○]その他(LGWAN、専用回線)	[○]専用線 [ ]その他( )	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	II-5-提供先4-③提供方法	[○]その他(LGWAN、インターネット回線)	[○]専用線 [ ]その他( )	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	II-5-提供先5-③提供方法	[○]その他(専用回線)	[○]専用線 [ ]その他( )	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	II-5-移転先1	障害福祉課、市営住宅課、生活支援課、長寿社会課、介護保険課、子育て助成課、 <u>子育て支援課</u> 、健康推進課、国民健康保険課、職員厚生課、福祉保険課、 <u>こども保育課</u> 、 <u>おやこ応援課</u> 、女性活躍推進課	障害福祉課、市営住宅課、生活支援課、長寿社会課、介護保険課、子育て助成課、健康推進課、国民健康保険課、職員厚生課、福祉保険課、 <u>こども保育課</u> 、 <u>おやこ応援課</u> 、女性活躍推進課	事後	組織名等の変更による修正であり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	II-6-①保管場所	<p>(省略)</p> <p><u>&lt;税総合オンラインシステム&gt;</u>            ・データ保管場所については、鍵、監視機能等により許可されない者の立入りを防止する電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。            (※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。)            ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p><u>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)&gt;</u>            (省略)</p> <p><u>&lt;イメージファイリングシステム及び徴収システム&gt;</u>            ・データ保管場所については、入室を担当職員及び保守会社社員に限定している執務室内に設置したサーバーとしている。            ・サーバーの正面扉等を施錠し、容易にフラッシュディスクへのコピーやディスクの取出しを行えないように対策している。また、ディスク自体を暗号化し、執務室内に設置しているサーバーのみで読み取れるよう設定している。</p> <p><u>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</u>            (省略)</p>	<p>(省略)</p> <p><u>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</u>            ○サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たす者とする。            • ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること            • 日本国でのデータ保管を条件としていること            ○特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p><u>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)&gt;</u>            (省略)</p> <p><u>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</u>            (省略)</p>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	II-6-③消去方法	<p><u>&lt;税総合オンラインシステム等&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間を過ぎたデータについては、システムにより自動消去される。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は、税務システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul> <p><u>&lt;中間サーバー・プラットフォーム&gt;</u> (省略)</p>	<p><u>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST SP-800-88、ISO/IEC27001等に従って確実にデータを消去する。</li> <li>・既存システムについては、地方公共団体が委託した開発時事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</li> </ul> <p><u>&lt;中間サーバー・プラットフォーム&gt;</u> (省略)</p>	事前	<p>重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行</p>
令和7年12月1日	(別添)2 特定個人情報ファイル記録項目	別紙1:記録項目一覧(税務情報ファイル別)	別紙1:特定個人情報ファイルの項目	事前	<p>重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-2-リスク1-対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>・税総合オンラインシステム等への登録の際に、申請・申告等の内容や本人確認を厳格に行い、対象者となる納税者等以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>・申請書等は一人につき一通ずつ記載する書面様式として、本人以外の申請を誤って行うことのないようにする。</p> <p>・宛名管理システム（税総合オンラインシステムにおける中間サーバー・コネクタに接続し、宛名情報を管理するシステムをいう。以下同じ。）の登録内容や住民基本台帳ネットワークを用いて、入手した対象者に係る情報の確認を行う。</p> <p>・その他、特定個人情報に関しては、本市セキュリティポリシーに準ずる。</p> <p><u>(eLTAXからの入手分)</u></p> <p>○本人又は本人の代理人 ○給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） 地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましてないかの確認・検証ができる。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</p> <p>○公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</p> <p>○国税庁 国税庁から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁が旭川市を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</p>	<p><u>＜書面（紙）による入手情報＞</u></p> <p>・申請等に際して、本人確認及び番号確認を厳格に実施し、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>・本人確認等による正当性の確認により、本人又は本人の代理人以外が誤って申請等を行うことのないようにする。</p> <p>・宛名管理システム（基幹税務システムにおける中間サーバー・コネクタに接続し、宛名情報を管理するシステムをいう。以下同じ。）の登録内容や住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、入手した対象者に係る情報の確認を行う。</p> <p>・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、本市セキュリティポリシーに準ずる。</p> <p><u>＜電子（eLTAX等）による入手情報＞</u></p> <p>○本人若しくは本人の代理人又は給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） eLTAXは電子証明書の登録が行われた場合にのみ利用が可能であり、申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましてないかの確認・検証ができる。</p> <p>・利用届出や申告データ等に記載された提出先に基づき提出が行われることから、他団体に提出された情報を入手することが生じないようシステムで制御されている。</p> <p>○公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） ・公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、他団体に提出された情報を入手することができないようシステムで制御されている。</p> <p>○国税庁 ・所得税申告書等データは、国税庁が旭川市を送信先と設定した情報以外は入手できないようシステムで制御されている。</p> <p>○個人住民税申告ポータル <u>マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</u></p>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-2-リスク1-必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書、申請書及び届出書等には、賦課徴収等に必要な情報のみを記載する項目を設けており、不必要な情報を入手(入力)されることはない。</li> <li>・電子記録媒体で資料の提出があった場合、本市が受領すべき資料であるか厳格に確認し、誤り(他都市分等)が判明した場合は速やかに返却する。</li> </ul>	<p>&lt;書面(紙)による入手情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書、申請書及び届出書等には、法令等により定められた必要な情報に限りを記載する項目を設けており、不必要的情報の入手を防止する。</li> </ul> <p>&lt;電子(eLTAX等)による入手情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄のとおり、各入手元が設定した提出先に基づき、異なる団体に提出された情報は入手できないようシステムで制御されている。</li> <li>・電子での提出における様式は、原則として法令の定めによる項目のみを用いることで、必要な情報以外の入手を防止する。</li> <li>・電子による申請等に際しては、ホームページ等での画面の誘導を簡潔に行うことで異なる手続の申請や不要な情報の送信を防止する。本市が受領すべき資料であるかを確認し、他団体宛てであることが判明した場合は速やかに返却する。</li> </ul>	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	III-2-リスク1-目的外の入手が行われるリスク-リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-2-リスク2-リスクに対する措置の内容	<p>・宛名管理システムの登録内容を確認し、存在しない場合、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて本人確認を行う。</p> <p>・賦課徴収等に関する申告、申請及び届出等は、本人又は代理人若しくは地方税法その他の法律において定められた者によるもののみを受領することとし、受領の際は、本人確認等を行うこととしている。</p> <p>・個人番号は、原則、地方税法その他の法律において定められた書類以外では明示しない。</p> <p><u>(eLTAXからの入手分)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人又は本人の代理人</li> <li>○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)</li> <li>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</li> </ul> <p>申告等の手続を行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国税庁</li> </ul> <p>特定個人情報の入手元である国税庁は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。</p>	<p><u>&lt;書面(紙)による入手情報&gt;</u></p> <p>・賦課徴収等に関する申告、申請及び届出等は、本人又は代理人若しくは地方税法その他の法律において定められた者によるもののみを受領することとし、受領の際は、本人確認等を行なうことを行う。</p> <p>・個人番号は、原則、地方税法その他の法律において定められた書類以外では入手しない。</p> <p><u>&lt;電子(eLTAX等)による入手情報&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人又は本人の代理人</li> <li>○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)</li> <li>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</li> </ul> <p>申告等の手続を行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国税庁</li> </ul> <p>特定個人情報の入手元である国税庁は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。</p> <p><u>&lt;申請管理システムにおける措置&gt;</u></p> <p><u>申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手はできない。</u></p>	事前	重要な変更 ※個人住民税の申告電子化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-2-リスク3-入手の際の本人確認の措置の内容	<p>・番号法により、住記異動の際は、窓口で個人番号カード又は通知カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。</p> <p>・代理申請の場合は、上記にあわせて、本市の情報システムを用いて申告書、申請書及び届出書等の内容と個人番号の真正性の確認を行う。</p> <p><u>(eLTAXからの入手分)</u></p> <p>○本人又は本人の代理人 番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに挙げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 ○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ○国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、旭川市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「○本人又は本人の代理人」と同様である。)。</p>	<p><u>&lt;書面(紙)による入手情報&gt;</u> ・番号法により、住記異動の際は、窓口でマイナンバーカード又は他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。</p> <p>・代理申請の場合は、上記にあわせて、本市の情報システムを用いて申告書、申請書及び届出書等の内容と個人番号の真正性の確認を行う。</p> <p><u>&lt;電子(eLTAX等)による入手情報&gt;</u></p> <p>○本人又は本人の代理人 番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに挙げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。</p> <p>○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ○国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、旭川市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「○本人又は本人の代理人」と同様である。)。</p> <p><u>&lt;個人住民税申告ポータルにおける措置&gt;</u> 納税者等が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、マイナンバーカードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済みの個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p>	事前	重要な変更 ※個人住民税の申告電子化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-2-リスク3-個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>・窓口で個人番号カード又は通知カードと他の証明書類の提示を求め、照合する。</p> <p>・上記による確認がとれない場合は、本市の住民記録システム又は住基ネットの本人確認情報を検索し、個人番号の真正性確認を行う。</p> <p><u>(eLTAXからの入手分)</u></p> <p>○本人又は本人の代理人 税務システムは、統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。</p> <p>○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)</p> <p>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</p> <p>○国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、旭川市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「○本人又は本人の代理人」と同様である。)。</p>	<p><u>&lt;画面(紙)による入手情報&gt;</u></p> <p>・窓口で本人確認及び番号確認を厳格に実施する。</p> <p>・上記による確認ができない場合は、宛名管理システム又は住民基本台帳ネットワークシステムにより真正性確認を行う。</p> <p><u>&lt;電子(eLTAX等)による入手情報&gt;</u></p> <p>○本人又は本人の代理人 既存住民基本台帳システムとの連携により個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。</p> <p>○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)</p> <p>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</p> <p>○国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、旭川市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「○本人又は本人の代理人」と同様である。)。</p>	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-2-リスク3-特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者等の特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者又は入力内容に誤りの無いよう、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。</li> <li>・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、本市セキュリティポリシーに準ずる。</li> <li>・個人番号入力時においては、誤入力を防止するためチェックディジットの検査が実装されている。</li> </ul> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人又は本人の代理人</li> <li>○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)</li> <li>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</li> </ul> <p>審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国税庁</li> </ul> <p>正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p>	<p><u>＜書面(紙)による入手情報＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者等の特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者又は入力内容に誤りの無いよう、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。</li> <li>・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、本市セキュリティポリシーに準ずる。</li> <li>・システムにおいてチェックディジットによる誤入力の防止機能が実装されている。</li> </ul> <p><u>＜電子(eLTAX等)による入手情報＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人又は本人の代理人</li> <li>○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)</li> <li>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</li> </ul> <p>審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国税庁</li> </ul> <p>正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p> <p><u>＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞</u></p> <p>マイナンバーカード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p>	事前	重要な変更 ※個人住民税の申告電子化
令和7年12月1日	III-2-リスク3-リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-2-リスク4-リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口による入手は、対面にて收受する。</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステムより入手する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムCSの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外は操作が行えず、さらに情報照会、提供の記録が保持される仕組みが確立されている。</li> <li>・審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）による入手は、特定の権限者以外は利用できない仕組みとしている。</li> </ul> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人又は本人の代理人</li> <li>○給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）</li> <li>申告等の手続を行う者から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から審査システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</li> <li>○公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）</li> <li>公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタ（eLTAX）から審査システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。</li> <li>なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。</li> <li>○国税庁</li> <li>国税庁から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税連携システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</li> </ul>	<p>&lt;書面（紙）による入手情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口による入手は、対面にて收受する。</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステムより入手する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムCSの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外は操作が行えず、さらに情報照会、提供の記録が保持される仕組みが確立されている。</li> <li>・審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）による入手は、特定の権限者以外は利用できない仕組みとしている。</li> </ul> <p>&lt;電子（eLTAX等）による入手情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人若しくは本人の代理人又は給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）</li> <li>・申告等の手続を行う者の地方税ポータルセンタ（eLTAX）までのインターネット回線は、暗号化通信が行われる。</li> <li>・地方税ポータルセンタ（eLTAX）から審査システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANの利用及び暗号化通信を行う。</li> <li>・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間には、LGWAN回線を用いた暗号化通信が行われており、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにされており、更に通信自体も暗号化されている。</li> <li>○公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）</li> <li>公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタ（eLTAX）から審査システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。</li> <li>なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。</li> <li>○国税庁</li> <li>国税庁から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税連携システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</li> </ul>	事前	重要な変更 ※個人住民税の申告電子化
令和7年12月1日	III-2-リスク4-リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-3-リスク1-事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>&lt;税総合オンラインシステムにおける措置&gt; 番号制度に関する事務(システム)以外からは税務情報ファイル内の特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、不要なアクセス制御を実施している。</p> <p>&lt;イメージファーリングシステム及び徴収システムにおける措置&gt; 番号利用業務以外の部門には同システムにアクセスできる端末を設置していない。また、不要なアクセス制御を実施している。</p>	<p>&lt;基幹税務システムにおける措置&gt; 番号制度に関する事務(システム)以外からは税務情報ファイル内の特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、不要なアクセスを防止するシステム制御を実施している。</p> <p>&lt;イメージファーリングシステム及び滞納整理システムにおける措置&gt; 番号利用業務以外の部門には同システムにアクセスできる端末を設置していない。また、システムの操作権限を認証された職員に限定することで不要なアクセスを防止している。</p>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
令和7年12月1日	III-3-リスク1-リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※様式の見直しに伴う軽微な修正
令和7年12月1日	III-3-リスク2-ユーザー認証の管理-具体的な管理办法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税総合オンラインシステム等に接続する端末のログインの際に、認証カード及びパスワードによる認証、システムへの接続の際に、パスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</li> <li>・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。</li> </ul>	<p>&lt;基幹税務システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</li> <li>・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。</li> </ul> <p>&lt;庁内連携基盤における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> </ul>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-3-リスク2-アクセス権限の発効・失効の管理-具体的な管理方法	<p>&lt;税総合オンラインシステムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへのアクセス権限については、情報政策課長が管理を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、端末設置課長からの利用業務内容についての届出があるたび、情報政策課及び税制課(税務部各課からの届出の場合を除く。)が設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。</li> </ul>	<p>&lt;基幹税務システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの利用業務内容(アクセス権限)については、端末設置課長が端末装置取扱者と利用業務内容(アクセス権限)について、ホストコンピュータを管理する情報政策課長へ届け出ることとなっている。届出内容については、情報政策課及び税制課が確認し、情報政策課担当者がシステムのアクセス権限について登録、変更及び削除を行う。その他の者は、アクセス権限を変更できない。</li> <li>・毎年4月に全アクセス権限を設定し直すので、いつまでも利用権限が残ることはない。</li> </ul> <p>&lt;イメージファーリングシステム及び滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへのアクセス権限については、端末設置課長が管理を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、端末設置課において、端末装置取扱者の変更ごとに設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。</li> </ul> <p>&lt;eLTAX関連システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへのアクセス権限については、税制課長が管理を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、税制課において、端末装置取扱者の変更ごとに設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。</li> </ul>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-3-リスク2-アクセス権限の管理-具体的な管理办法	<p>&lt;税総合オンラインシステムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへのアクセス権限については、情報政策課長が管理を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、端末設置課長からの利用業務内容についての届出があるたび、情報政策課及び税制課(税務部各課からの届出の場合を除く。)が設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。</li> </ul>	<p>&lt;基幹税務システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報政策課長が管理を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、端末設置課長からの利用業務内容についての届出があるたび、情報政策課及び税制課が設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。</li> </ul> <p>&lt;イメージファーリングシステム及び滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへのアクセス権限については、端末設置課長が管理を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、端末設置課において、端末装置取扱者の変更ごとに設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。</li> </ul> <p>&lt;eLTAX関連システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへのアクセス権限については、税制課長が管理を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、税制課において、端末装置取扱者の変更毎に設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。</li> </ul>	事前	<p>重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-3-リスク2-特定個人情報の使用の記録-具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税総合オンラインシステムでは、特定個人情報ファイルにアクセスした履歴をシステムから外部記録媒体に出力し、保存する。</li> <li>・自動実行等による処理については、処理の実行記録を保管しており、正常／異常の監視を隨時確認している。</li> <li>・アクセス履歴については七年間保存し、年に一度セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認する。</li> </ul>	<p>&lt;基幹税務システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹税務システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったかを記録している。)</li> <li>・自動実行等による処理については、処理の実行記録を保管しており、正常／異常の監視を隨時確認している。</li> <li>・監査証跡については7年間保存し、年に一度セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認している。</li> </ul> <p>&lt;府内連携基盤における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会を行ったかを記録している。)</li> <li>・自動実行等による処理については、処理の実行記録を保管しており、正常／異常の監視を隨時確認している。</li> </ul>	事前	<p>重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-3-リスク3-リスクに対する措置の内容	<p>＜税総合オンラインシステムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限については、情報システム部門が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、情報システム部門が定期的(1年に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。</li> <li>・操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。</li> <li>・システム利用職員への事務外利用の禁止について定期的(1年に1度)に周知、指導を行っている。</li> <li>・地方税法等の守秘義務規定について、定期的(1年に1度程度)に研修等を行っている。</li> </ul> <p>＜イメージファイリングシステム、微収システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限については、端末設置課が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、端末設置課が定期的(1年に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。</li> <li>・操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。</li> <li>・地方税法等の守秘義務規定について、定期的(1年に1度)に周知、指導を行っている。</li> </ul> <p>＜審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限については、税制課が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、税制課が定期的(1年に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。</li> <li>・操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。</li> <li>・地方税法等の守秘義務規定について、定期的(1年に1度)に周知、指導を行っている。</li> </ul>	<p>＜基幹税務システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限については、情報システム部門が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、情報システム部門が定期的(1年に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。</li> <li>・操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。</li> <li>・システム利用職員への事務外利用の禁止について定期的(1年に1度)に周知、指導を行っている。</li> <li>・地方税法等の守秘義務規定について、定期的(1年に1度程度)に研修等を行っている。</li> </ul> <p>＜イメージファイリングシステム、滞納整理システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限については、端末設置課が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、端末設置課が定期的(1年に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。</li> <li>・操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。</li> <li>・地方税法等の守秘義務規定について、定期的(1年に1度)に周知、指導を行っている。</li> </ul> <p>＜eLTAX関連システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限については、税制課が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、税制課が定期的(1年に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。</li> <li>・操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。</li> <li>・地方税法等の守秘義務規定について、定期的(1年に1度)に周知、指導を行っている。</li> </ul>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
令和7年12月1日	III-3-リスク4-リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複製データへのアクセス権限については、情報システム部門のメンバー及びシステム保守員以外は行えない設定を実施している。</li> <li>・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複製データへのアクセス権限を情報システム部門のメンバー及びシステム保守員に限定</li> <li>・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。</li> <li>・アクセス権限を有する者には、その所属に応じ、地方税法、地方公務員法、委託契約による守秘義務が課せられている。</li> </ul>	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-3-リスク4-特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末機器は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。</li> <li>・特定個人情報を必要としない事務を行う際には、個人番号を画面上に表示させない。</li> <li>・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、不要となった場合は、シュレッダーなどで切断破壊する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を必要としない事務を行う際には、個人番号を画面上に表示させない。</li> <li>・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、不要となった場合は、シュレッダーなどで切断破壊する。</li> </ul>	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	III-4-情報保護管理体制の確認	<p>外部委託業者の選定に際しては、旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に則り、主管課の長は業者に対して、「プライバシーマーク」あるいは「ISMS」の認定を得ている、若しくは個人情報取扱に関する内規が整備され、従事者へのセキュリティ教育が徹底されている等、個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認している。</p> <p>国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第151号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。</p>	<p>&lt;委託先事業者についての確認措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託業者の選定に際しては、旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に則り、主管課の長は業者に対して、「プライバシーマーク」あるいは「ISMS」の認定を得ている、若しくは個人情報取扱に関する内規が整備され、従事者へのセキュリティ教育が徹底されている等、個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認している。</li> </ul> <p>&lt;認定委託先事業者についての確認措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税共同機構策定の「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定された事業者(認定委託先事業者)に委託している。</li> <li>※認定委託先事業者:ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第151号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。</li> <li>・地方税共同機構が実施する第三者による情報セキュリティ監査の実施結果の報告を受けている。</li> </ul>	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-4-特定個人情報ファイルの取扱いの記録ー具体的な制限方法	<p>&lt;税総合オンラインシステムのオペレーション業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に定める業務の委託に関する事項に従い、契約書に必要事項を明記し、定期的に本市主管課の長が監査を行うことで利用方法の適正性を担保する。</li> </ul> <p>&lt;封入封かん業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に定める業務の委託に関する事項に従い、契約書に必要事項を明記し、定期的に本市主管課の長が監査を行うことで利用方法の適正性を担保する。</li> <li>・従業者について、あらかじめ市の同意を得ることとしている。</li> <li>・従事者に、身分証明書を携帯させている。</li> <li>・従業者に、業務上知り得た秘密を漏らさないことの誓約書を提出させている。</li> </ul> <p>&lt;データ入力業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に定める業務の委託に関する事項に従い、契約書に必要事項を明記し、定期的に本市主管課の長が監査を行うことで利用方法の適正性を担保する。</li> <li>・従業者について、あらかじめ市に届け出こととしている。</li> <li>・従業者に、業務上知り得た秘密を漏らさないことの誓約書を提出させている。</li> </ul> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の許可なく特定個人情報の閲覧は実施していない。また、作業従事者個別の静脈情報を登録し、特定個人情報にアクセスする際には静脈情報にてアクセス情報を管理している。</li> <li>・当該執務室には業務従事者個別に保持しているICカードにて入室制限を行っている。</li> <li>・執務室内には24時間365日稼働の管理カメラを設置し、建物自体にもアクセス制限を設けている。</li> </ul>	<p>&lt;基幹税務システムのオペレーション業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に定める業務の委託に関する事項に従い、契約書に必要事項を明記し、定期的に本市主管課の長が監査を行うことで利用方法の適正性を担保する。</li> </ul> <p>&lt;データ入力業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に定める業務の委託に関する事項に従い、契約書に必要事項を明記し、定期的に本市主管課の長が監査を行うことで利用方法の適正性を担保する。</li> <li>・従業者について、あらかじめ市に届け出こととしている。</li> <li>・従業者に、業務上知り得た秘密を漏らさないことの誓約書を提出させている。</li> </ul> <p>&lt;eLTAX関連システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の許可なく特定個人情報の閲覧は実施していない。また、作業従事者個別の静脈情報を登録し、特定個人情報にアクセスする際には静脈情報にてアクセス情報を管理している。</li> <li>・当該執務室には業務従事者個別に保持しているICカードにて入室制限を行っている。</li> <li>・執務室内には24時間365日稼働の管理カメラを設置し、建物自体にもアクセス制限を設けている。</li> </ul>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-4-特定個人情報ファイルの取扱いの記録－具体的な方法	<p>&lt;税総合オンラインシステムのオペレーション業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。</li> </ul> <p>&lt;封入封かん業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印字データ、納税通知書等の貸与品の貸与にあては、借用書を提出させている。</li> </ul> <p>&lt;データ入力業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の中から主任者を定め、データの受扱、件数確認等に関する業務を行わせている。</li> </ul> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体からの依頼により、特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、作業指示書を起票し、グループリーダー及びプロジェクトリーダーの承認を実施し、作業の事前確認及び事後確認を行い、記録を残している。</li> </ul>	<p>&lt;基幹税務システムのオペレーション業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。</li> </ul> <p>&lt;データ入力業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の中から主任者を定め、データの受扱、件数確認等に関する業務を行わせている。</li> </ul> <p>&lt;eLTAX関連システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体からの依頼により、特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、作業指示書を起票し、グループリーダー及びプロジェクトリーダーの承認を実施し、作業の事前確認及び事後確認を行い、記録を残している。</li> </ul>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-4-特定個人情報提供ルールー委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>＜税総合オンラインシステムのオペレーション業務における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。</li> <li>・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。</li> </ul> <p>＜審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eTAX)における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。</li> <li>・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。</li> <li>・自治体の許可なく特定個人情報の提供は行っていない。</li> <li>・個人情報を含む情報のやり取りが発生した際は、必ず個人情報にマスキング処理を行っている。なお、マスキング処理を行った情報の提供時には、委託先の上位管理者に承認を得た上で適切に運用を行っている。</li> </ul> <p>＜上記以外の業務における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。</li> </ul>	<p>＜基幹税務システムのオペレーション業務における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。</li> <li>・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。</li> </ul> <p>＜eLTAX関連システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。</li> <li>・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。</li> <li>・自治体の許可なく特定個人情報の提供は行わない。</li> <li>・個人情報を含む情報のやり取りが発生した際は、必ず個人情報にマスキング処理を行っている。なお、マスキング処理を行った情報の提供時には、委託先の上位管理者に承認を得た上で適切に運用を行っている。</li> </ul> <p>＜上記以外の業務における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。</li> </ul>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	Ⅲ-4-特定個人情報提供ルールー委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>＜税総合オンラインシステムのオペレーション業務における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託している業務については、仕様書で実施場所を庁舎内に限定しているため、特定個人情報を委託先には提供していない。</li> </ul> <p>＜封入封かん業務における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与品の引き渡しにおいては借用書、返却においては件数表、枚数確認表等の提出を求めている。</li> <li>・貸与品について業務外で使用しないなど厳正に管理するよう求めている。</li> <li>・貸与品について、破損、紛失、漏えい等の事故が生じた場合の報告を義務づけている。</li> <li>・市は、必要に応じ、報告又は適正な措置を求めることができる。</li> </ul> <p>＜データ入力業務における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の中から主任者を定め、データの受扱、件数確認等に関する業務を行わせている。</li> <li>・貸与品について業務外で使用しないなど厳正に管理するよう求めている。</li> <li>・貸与品について、破損、紛失、漏えい等の事故が生じた場合の報告を義務づけている。</li> <li>・市は、必要に応じ、報告又は適正な措置を求めることができる。</li> </ul>	<p>＜基幹税務システムのオペレーション業務における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託している業務については、仕様書で実施場所を庁舎内に限定しているため、特定個人情報を委託先には提供していない。</li> </ul> <p>＜データ入力業務における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の中から主任者を定め、データの受扱、件数確認等に関する業務を行わせている。</li> <li>・貸与品について業務外で使用しないなど厳正に管理するよう求めている。</li> <li>・貸与品について、破損、紛失、漏えい等の事故が生じた場合の報告を義務づけている。</li> <li>・市は、必要に応じ、報告又は適正な措置を求めることができる。</li> </ul>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-4-特定個人情報の消去ルールの内容及び遵守の確認方法	<p>&lt;税総合オンラインシステムのオペレーション業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。</li> </ul> <p>&lt;封入封かん業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果品の納入にあたり、市から提供した貸与品(印字データ)を消去したことを確認できる種類を提出させている。(軽自動車税種別割納税通知書等の印字及び封入封かん業務のみ。)</li> <li>・貸与品複製を禁止し、また、業務目的外で使用しないこととしていることから、委託先による消去等は発生しない。(軽自動車税種別割納税通知書等の印字及び封入封かん業務を除く。)</li> </ul> <p>&lt;データ入力業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先の作業は本市庁舎内で行われており、入力に限定して取り扱わせていることから、委託先による消去等は発生しない。</li> </ul>	<p>&lt;基幹税務システムのオペレーション業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先の業務はオペレーション業務であるため、特定個人情報に係る情報資産の保有は原則として行われない。</li> <li>・基幹税務システム上の保管期限の過ぎた特定個人情報については、職員の指示により消去を実施する。</li> <li>・委託先において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。</li> <li>・<u>職員の指示による特定個人情報の貸与があつた場合は、業務終了後、貸与品の返却又は廃棄を実施し、報告しなければならない。</u></li> </ul> <p>&lt;データ入力業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先の作業は本市庁舎内で行われており、入力に限定して取り扱わせていることから、委託先による消去等は発生しない。</li> </ul>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-5-リスク2-リスクに対する措置の内容	<p>・各システムにおいて特定の権限者以外は情報照会・提供ができます。さらに、情報照会・情報提供記録を保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p> <p>(eLTAXで提供する分)  <input type="radio"/>給与支払者            (省略)</p> <p>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)            ・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。            ○国税庁            ・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。            ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</p>	<p>・各システムにおいて特定の権限者以外は情報照会・提供ができないようシステムで制御されている。            ・情報照会・情報提供記録を保存することにより、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p> <p>&lt;eLTAXでの提供&gt;  <input type="radio"/>給与支払者            (省略)</p> <p>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)            ・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。            ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。            地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、地方税共同機構がセキュリティ便により提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようにしている。</p> <p>○国税庁            ・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。            ・提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。            ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。            ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</p>	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	III-5-リスク2-リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-5-リスク3-リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供時は、情報源である税総合オンラインシステム等との内容の照合、確認を行う。</li> <li>・特定個人情報の確認時は、2人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。</li> <li>・情報の移転先である、データの格納先については、特定の権限者以外はアクセスできないこととし、不正に収集されることを防止している。</li> </ul> <p>(eLTAXで提供する分)</p> <p>○給与支払者 (省略)</p> <p>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) (省略)</p> <p>○国税庁 (省略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹税務システム等への特定個人情報の入力に際して誤入力を防止する措置講ずることで、正しい情報を保持し、特定個人情報の提供に際しても、正しい内容に基づく情報を提供する。</li> <li>・特定個人情報の確認時は、2人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。</li> <li>・情報の移転先である、データの格納先については、特定の権限者以外はアクセスできないこととし、不正に収集されることを防止している。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXでの提供&gt;</p> <p>○給与支払者 (省略)</p> <p>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) (省略)</p> <p>○国税庁 (省略)</p>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
令和7年12月1日	III-5-リスク3-リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※様式の見直しに伴う軽微な修正
令和7年12月1日	III-6情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない(入手)・[ ] 接続しない(提供)	[ ] 接続しない(入手)・[ ] 接続しない(提供)	事後	文言整理等に伴い、講じている措置について改めて明記するものであり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-6-リスク1-リスクに対する措置の内容	(新規)	<p>&lt;旭川市における措置&gt;</p> <p>・本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <p>中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応している。</p>	事後	文言整理等に伴い、講じている措置について改めて明記するものであり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	III-6-リスク1-リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	文言整理等に伴い、講じている措置について改めて明記するものであり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-6-リスク2-リスクに対する措置の内容	(新規)	<p>&lt;旭川市における措置&gt;</p> <p>・番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ、中間サーバーから中間サーバーコネクタを通じ情報入手ができるようシステムによって制御されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設定されているため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離とともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	事後	文言整理等に伴い、講じている措置について改めて明記するものであり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	III-6-リスク2-リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	文言整理等に伴い、講じている措置について改めて明記するものであり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-6-リスク3-リスクに対する措置の内容	(新規)	<p>&lt;旭川市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報について、基幹税務システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出または申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</li> </ul>	事後	文言整理等に伴い、講じている措置について改めて明記するものであり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	III-6-リスク3-リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	文言整理等に伴い、講じている措置について改めて明記するものであり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-6-リスク4-リスクに対する措置の内容	(新規)	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視、障害対応等であり、また、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、いずれも業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	事後	文言整理等に伴い、講じている措置について改めて明記するものであり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	III-6-リスク4-リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	文言整理等に伴い、講じている措置について改めて明記するものであり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	Ⅲ-6-リスク5-リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	Ⅲ-6-リスク6-リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	Ⅲ-6-リスク7-リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	Ⅲ-7-リスク1-②安全管理体制	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	Ⅲ-7-リスク1-③安全管理規程	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	Ⅲ-7-リスク1-④安全管理体制・規程の職員への周知	特に力を入れて周知している	十分に周知している	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	Ⅲ-7-リスク1-⑤物理的対策	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-7-リスク1-⑤-具体的な対策の内容	<p>＜税総合オンラインシステムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生体認証により入室管理を行っているサーバ室内に施錠管理されたサーバー内に保管している。</li> <li>・サーバ室はホストコンピュータ運用保守業者が常時安全管理を行っている。</li> </ul> <p>＜イメージファイリングシステム及び徵収システムにおける措置＞</p> <p>(省略)</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>&gt;</p> <p>(省略)</p> <p>＜審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(省略)</li> <li>・(省略)</li> <li>・特定個人情報を取得するために審査サーバ及び受信サーバへアクセスを行う端末は、ICカードを用いて入館を行うマシン室に設置しており、マシン室は監視カメラを設置し、監視を行っている。</li> </ul>	<p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>＜イメージファイリングシステム及び滞納整理システムにおける措置＞</p> <p>(省略)</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>&gt;</p> <p>(省略)</p> <p>＜eLTAX関連システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(省略)</li> <li>・(省略)</li> <li>・特定個人情報を取得するために審査サーバ及び受信サーバへアクセスを行う端末は、ICカードを用いて入館を行う本市指定の事務室に設置しており、当該事務室には監視カメラを設置し、監視を行っている。</li> </ul>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-7-リスク1-⑥-具体的な対策の内容	<p>&lt;旭川市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; (省略)</p>	<p>&lt;旭川市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第3.0版】」(令和7年3月デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下この欄において同じ。)又はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、バーコードファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセス出来ないよう制御を講じる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;eLTAX関連システムにおける措置&gt; (省略)</p>	事前	重要な変更 ※標準準備システム・ガバメントクラウドへの移行
令和7年12月1日	III-7-リスク1-⑩-具体的な保管方法	・地方税法第17条の5の更正、決定等の期間制限により、賦課データは一定期間保存することとしており、税総合オンラインシステム上のデータとして、生存と同様の方法にて管理している。	・地方税法第17条の5の更正、決定等の期間制限により、賦課データは一定期間保存することとしており、生存者と同様の方法にて管理している。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	III-7-リスク2-リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税総合オンラインシステム等の納税者等の情報は既存住民基本台帳システムとの整合処理を定期的に実施し、保存する情報が最新であるかどうかを確認する。</li> <li>・納税者等の賦課徴収等に係る情報は、隨時、必要に応じて本人に確認を行う。</li> <li>・修正申告書等が提出されたとしても、当初の申告書等は、保存期間まで、常に保存しておく必要があるため、特定個人情報が古いままで保管することとなる。なお、申告書等は提出ごとに区分して管理されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者等の情報は既存住民基本台帳システムとの整合処理を定期的に実施し、保存する情報が最新であるかどうかを確認する。</li> <li>・修正申告書などによる納税者等の情報は、速やかにシステムへの反映を行い、最新の状態を保つこととしている。</li> </ul>	事前	<p>事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正</p>
令和7年12月1日	III-7-リスク3-消去手順一手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法第17条の5の更正、決定等の期間制限により、賦課データは一定期間保存するものとされており、税総合オンラインシステム上のデータとして、生存と同様の方法にて管理しており、適宜、税総合オンラインシステム等の機能にて削除を行う。</li> </ul>	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST SP800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスに従って確実にデータを消去する。</li> </ul>	事前	<p>重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行</p>
令和7年12月1日	III-7-リスク3-リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事前	<p>事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※様式の見直しに伴う軽微な修正</p>
令和7年12月1日	IV-1-①自己点検	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	IV-1-①-具体的なチェック方法	<p>&lt;旭川市における措置&gt; 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容により、運用状況を確認する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><u>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eTAX)における措置&gt;</u> (省略)</p>	<p>&lt;旭川市における措置&gt; 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容により、運用状況を確認する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><u>&lt;eLTAX関連システムにおける措置&gt;</u> (省略)</p>	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
令和7年12月1日	IV-1-②監査	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※様式の見直しに伴う軽微な修正
令和7年12月1日	IV-1-②-具体的な内容	<p>&lt;旭川市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (省略)</p> <p><u>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eTAX)における措置&gt;</u> (省略)</p>	<p>&lt;旭川市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (省略)</p> <p><u>&lt;eLTAX関連システムにおける措置&gt;</u> (省略)</p>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
令和7年12月1日	IV-2-従業者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※様式の見直しに伴う軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	IV-2-従業者に対する教育・啓発-具体的な方法	<p>&lt;旭川市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (省略)</p> <p><u>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eTAX)における措置&gt;</u> 担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p>	<p>&lt;旭川市における措置&gt; (省略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (省略)</p> <p><u>&lt;eLTAX関連システムにおける措置&gt;</u> 担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p>	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	IV-3その他のリスク対策	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (省略)</p>	<p><u>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</u>  <u>・ガバメントクラウド上での業務データの取扱い</u>  <u>については、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウドの運用管理補助者が責任を有する。</u>  <u>・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</u>  <u>・具体的な取扱いについて疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</u>    <u>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</u> (省略)</p>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
令和7年12月1日	V-1-①請求先	<p>旭川市市民生活部市民活動課市民参加推進係 (市政情報コーナー) 〒070-8525 北海道旭川市6条通9丁目4 6番地(総合庁舎1階) 電話番号 0166-25-9101</p>	<p>旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目4 8番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-6012</p>	事後	所在地等の変更による修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	V-1-③手数料等	(手数料、納付方法: )	(手数料、納付方法:ただし、写しの作成(モノクロコピー1枚(A3判まで)10円)や送付に必要な費用は、請求者の負担)	事後	現行の運用に合わせた修正であり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	V－1－④－個人情報ファイル名	個人情報取扱事務届書(地方税に関する事務)においてファイル記録項目を公表予定。	個人情報ファイル簿(個人情報取扱事務単位の単票)においてファイル記録項目を公表予定。	事後	現行の運用に合わせた修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	V－1－④－公表場所	旭川市 市民生活部 市民活動課 市民参加推進係(市政情報コーナー)	旭川市 市民生活部 地域活動推進課ホームページ	事後	現行の運用に合わせた修正であり、事後で足りるもの。
令和7年12月1日	V－2－①連絡先	旭川市税務部税制課税制係 〒070－8525 北海道旭川市6条通9丁目4 6番地(総合庁舎2階)	旭川市 税務部 税制課 税制係 〒070－8525 旭川市7条通9丁目48番地 (総合庁舎3階) 電話番号 0166－25－5604	事後	所在地等の変更による修正であり、事後で足りるもの。